

川崎市信用保証協会の現況 2022



川崎市信用保証協会

Credit Guarantee Corporation of Kawasaki-shi

目 次

川崎市信用保証協会の概要	1
コンプライアンスへの取組みについて	5
個人情報保護宣言(抄)	6
信用補完制度の仕組み	7
信用保証のご利用に際して	10
主な協会保証制度のご案内	13
中期事業計画(令和3～5年度)(概要)	17
年度経営計画(令和4年度)(概要)	18
令和3年度の実績	20
令和3年度の主な取組み	22
新型コロナウイルス感染症に関する対応について	25
経営支援の取組み	26
業務状況の推移	28
令和3年度決算	39
あゆみ	44
窓口のご案内	45

川崎市信用保証協会シンボルマーク



当協会は創設35周年を記念して、昭和59年4月1日にシンボルマークを制定しました。

川崎の川を土台に信用のSと保証のHを配置し、川崎市の発展を信用と保証で支えて行こうとする当協会の念願を象徴したものです。

表紙の写真は、川崎市観光写真コンクール(主催 川崎市)入賞作品です。((一社)川崎市観光協会提供)

第62回入賞 山下 英一 「近所の絶景(二ヶ領用水)」(二ヶ領用水/高津区)

第64回入賞 船橋 照貴 「太陽に向かい」(生田緑地/多摩区)



川崎市信用保証協会
会長 唐仁原 晃

平素は当協会の業務運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当協会の取組みにつきまして、更なるご理解をいただくため令和3年度の業務実績や取組み等をまとめた「川崎市信用保証協会の現況」を作成いたしました。

本誌を通じて、より多くの皆様に当協会とその業務に対する理解を深めていただければ幸いです。

令和3年度は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響から緊急事態宣言が断続的に発出されたことに加え、東南アジアでの感染拡大に伴う部品供給不足などが足かせとなり、景気回復は穏やかなものとなりました。

こうした中、当協会は、公的な中小企業支援機関として、コロナ禍において厳しい状況にある中小企業に、金融機関と連携した信用保証による金融支援に加え、創業支援、期中支援、経営支援及び再生支援に取り組むことにより、地域経済の発展に貢献できるよう努めてまいりました。

日本経済の先行きは、感染対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されています。当協会は利用者本位の利便性向上に取り組むとともに、信用保証サービスをより高い水準で継続して提供するため金融機関等との連携を強化し、中小企業の発達状況に応じた金融支援等に尽力してまいります。

今後とも引き続き、皆様のご理解ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和4年6月

川崎市信用保証協会の概要

信用保証協会事業の基本理念（信用保証理念）

信用保証協会は、

- ① 事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
- ② 公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、『信用保証』を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
- ③ 相談・診断・情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、
- ④ もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

信用保証協会の役割

信用保証協会は、『信用保証協会法』に基づく認可法人で、基本理念に基づき、中小企業者の皆様が金融機関から事業資金を借り入れる際、公的機関としてその保証人となることにより借入を容易にし、金融の円滑化を図るとともに、さまざまな経営支援の取組みによってお客様の経営基盤強化に寄与します。

業務運営方針（令和4年度）

川崎市信用保証協会は、公的な中小企業支援機関として、長期化するコロナ禍の影響等により厳しい状況にある中小企業に金融機関等と連携し信用保証による金融支援に取り組むとともに、創業支援、期中支援及び再生支援の充実を図ることにより、地域経済の発展に貢献するため、令和4年度の業務運営方針を次のとおり定めました。

（1）中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取組みの推進

厳しい経営環境にある中小企業の経営改善・生産性向上を促すため、金融機関と連携・協調して中小企業の安定的な資金調達を支援します。

（2）経営支援に関する取組みの推進

厳しい経営環境にある中小企業の経営状況に応じた柔軟かつきめ細やかな対応が求められていることから、金融機関等と連携・協調した経営支援に取り組めます。

(3) 地方創生等への貢献を果たすための取組みの推進

市内中小企業の金融円滑化を図る中小企業支援機関として、川崎市や関係機関との連携を進め、地域経済活性化のための取組みを推進します。

(4) 回収の最大化に向けた取組みの強化

求償権の管理回収は、信用補完制度の維持やモラルハザードの防止、事業再生支援等の側面も併せ持つ協会の重要な業務であることから、効率性を重視しつつその最大化に取り組めます。

(5) 中小企業や金融機関から信頼される態勢の維持・強化

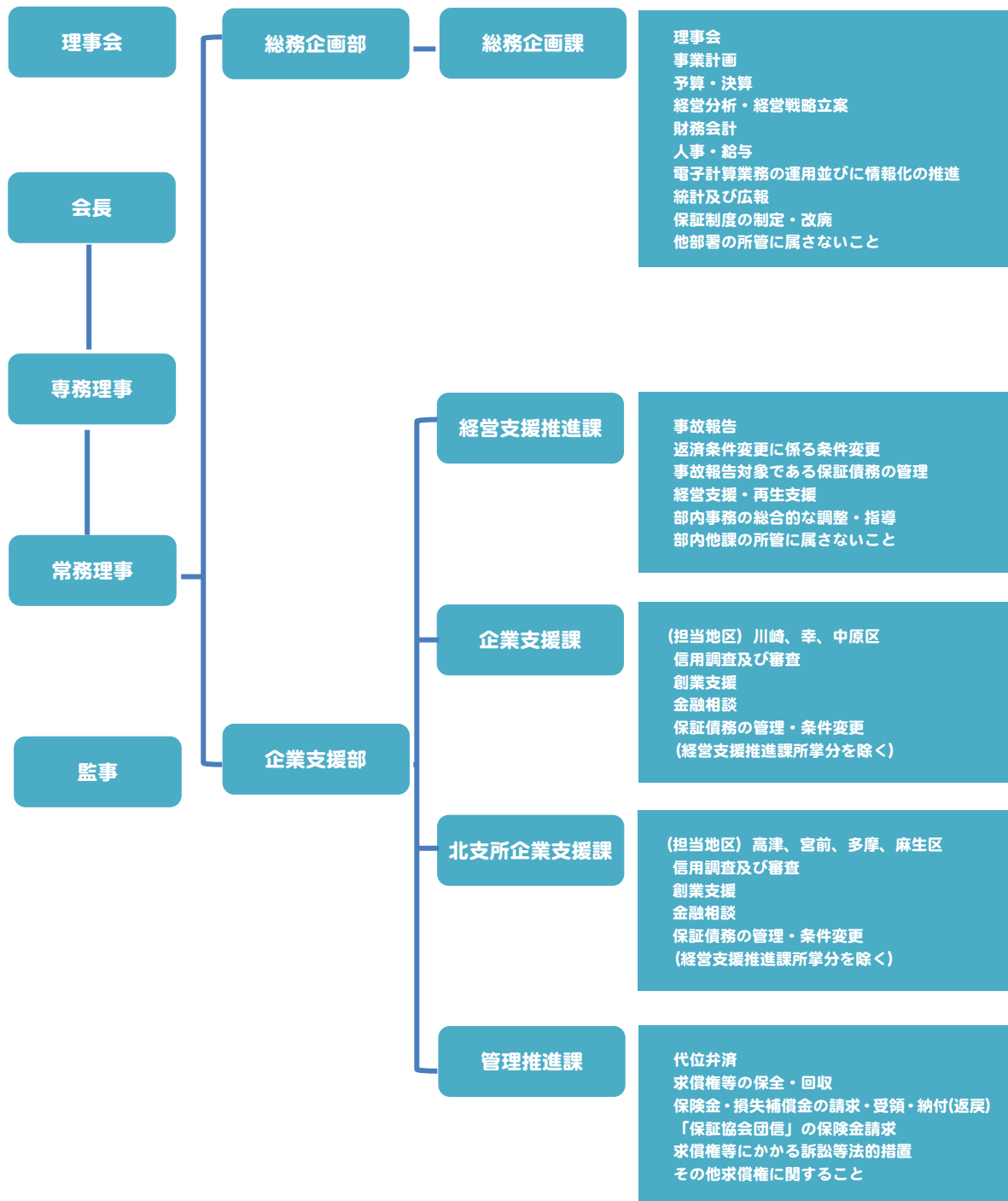
中小企業や金融機関にとって頼りになる支援機関であり続けるため、職員の能力向上や広報活動の充実を図るとともに、透明性の高い業務運営を行います。

プロフィール

(令和4年3月31日現在)

根 拠 法 律	信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）
設 立	昭和23年9月28日
業 務 開 始	昭和23年10月1日
基 本 財 産	12,566,669千円
利用企業者数	11,124者
保証利用度	42.63%（保証利用企業者数÷市内中小企業者数※） ※平成30年11月30日中小企業庁公表資料の市区町村別中小企業数により算出
保証債務残高	16,214件 212,794,481千円
事 務 所	本 所 川崎市川崎区日進町1番地66 北支所 川崎市高津区坂戸3丁目2番1号 かながわサイエンスパーク西棟407号
役 職 員 数	44名（令和4年4月1日現在）

組織機構図



川崎市信用保証協会 役員名簿

令和4年5月21日現在

役 職 名	氏 名	常勤 非常勤別	現職就任年月日	出身母体又は現職
会 長	唐仁原 晃	常 勤	令和4年4月1日	前:川崎市信用保証協会専務理事 元:川崎市総務企画局長
専 務 理 事	篠原 秀夫	常 勤	令和4年4月1日	前:川崎市交通局長
常 務 理 事	小池 修	常 勤	平成26年1月1日	前:川崎市信用保証協会総務企画部長
理 事	山村 弘樹	非常勤	平成27年7月15日	川崎市工業団体連合会副会長
理 事	浦野 敏行	非常勤	令和元年5月21日	川崎商工会議所副会頭
理 事	堤 和也	非常勤	令和元年8月6日	川崎信用金庫理事長
理 事	柳瀬 徹	非常勤	令和2年8月3日	川崎工業振興倶楽部会長
理 事	玉井 一彦	非常勤	令和3年5月20日	川崎市経済労働局長
理 事	柳沢 正高	非常勤	令和3年7月15日	一般社団法人 川崎市商店街連合会会長
理 事	瓜生 英二	非常勤	令和3年7月15日	株式会社 みずほ銀行川崎法人部長
理 事	森永 弘毅	非常勤	令和4年5月21日	株式会社 三井住友銀行京浜法人営業部長
理 事	赤堀 昌利	非常勤	令和4年5月21日	株式会社 横浜銀行執行役員川崎地域本部長
理 事	木戸口 昌己	非常勤	令和4年5月21日	株式会社 商工組合中央金庫執行役員神奈川営業部長
監 事	渡部 栄一	常 勤	令和2年4月1日	元:川崎市信用保証協会総務企画部審議役
監 事	池上 英嗣	非常勤	平成24年9月1日	公認会計士

コンプライアンスへの取り組みについて

川崎市信用保証協会は、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献するため、誠実かつ公正な事業活動を行うことが、社会からの揺るぎない信頼を得ることになると考えています。これを実践するため、「川崎市信用保証協会倫理憲章」を基本方針として定め、コンプライアンス委員会を中心に、コンプライアンスの強化・充実を図っています。

川崎市信用保証協会倫理憲章

信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守

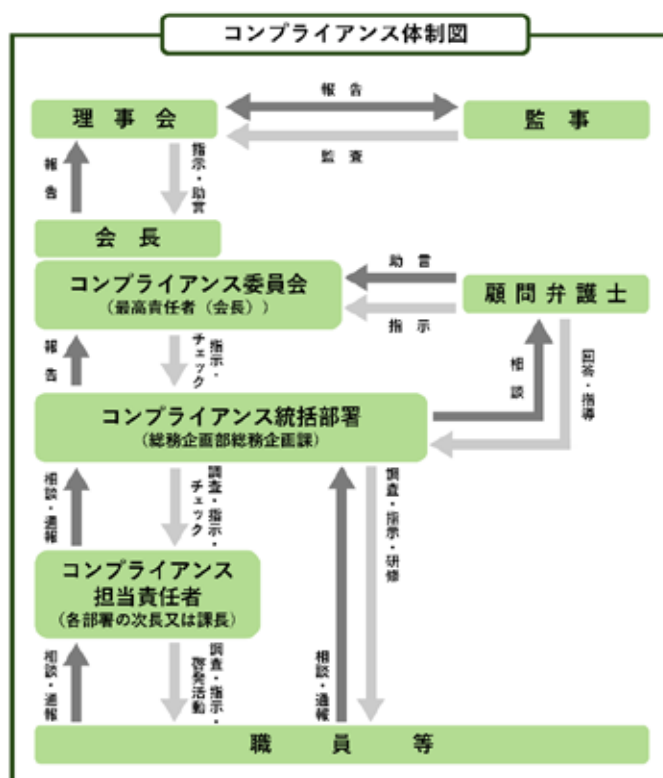
あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

地域社会に対する貢献

事業活動の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。



個人情報保護宣言（抄）

川崎市信用保証協会は信用保証協会法（昭和28年8月10日 法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得、利用及び提供

- ・ 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供及び開示しません。
- ・ お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的、人的、物理的及び技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- ・ 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・ 委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データ等の開示及び利用目的の通知

- ・ 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- ・ 請求の方法は、当協会窓口に着置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載の上、ご本人確認書類を添付して当協会窓口にご持参又はご郵送ください。
- ・ 個人データの開示及び利用目的の通知につきましては、実費相当額（1件につき300円）をいただきます。

(7) 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等及び第三者提供の停止

- ・ 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正、追加及び削除、利用停止、消去又は第三者提供の停止のご要望がある場合は、(9)の窓口にご連絡ください。調査確認の上、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- ・ (6)及び(7)の具体的な手続につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組めます。

(9) 開示、利用目的の通知、内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止、安全管理措置、相談、質問及び苦情に関する窓口

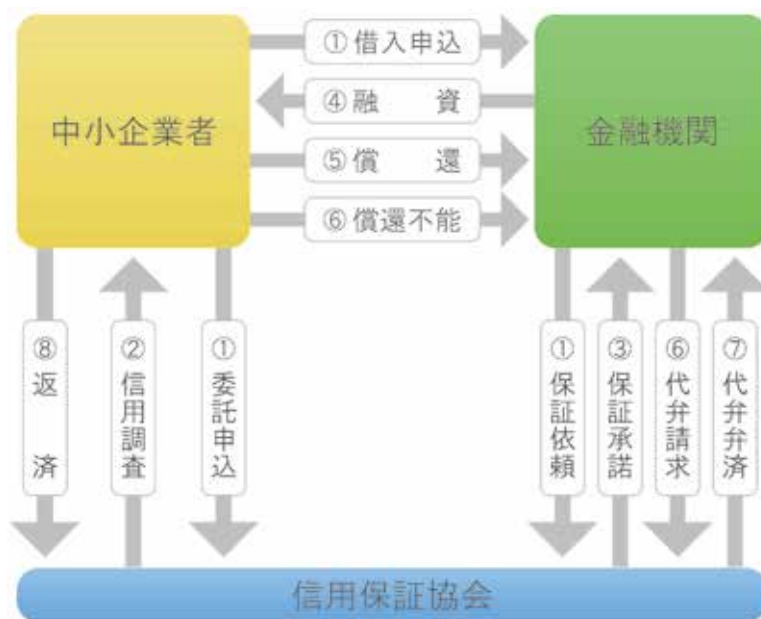
当協会における個人情報等に関する各種お問い合わせの窓口は、次のとおりです。

総務企画部総務企画課

信用補完制度の仕組み

信用補完制度は、中小企業者の信用力を補完し、その金融の円滑化を図るための制度で、信用保証協会の行う信用保証（中小企業信用保証制度）と、国が運営する信用保険（中小企業信用保険制度）で成り立っています。

1 信用保証制度



- ① 信用保証のお申し込みは、原則として金融機関を経由していただきます。
- ② 事業内容、資金の妥当性、返済能力、将来性、人的信用力等を中心に信用調査を行い、保証の諾否を決定します。
- ③ 保証承諾した場合は、信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関が融資を実行します。
- ⑤ 融資条件に従って、金融機関に返済していただきます。
- ⑥ 万一、中小企業者が返済不能に至った場合には、金融機関が信用保証協会に弁済を請求します。
- ⑦ 信用保証協会が保証人として金融機関に弁済します。これを「代位弁済」といい、代位弁済に伴い、金融機関の有していた債権は信用保証協会に移転し、信用保証協会が求償権を取得します。
- ⑧ 以後、信用保証協会に返済していただきます。

2 信用保険制度

信用保証制度を補うものとして信用保険制度があります。昭和33年、政府出資により中小企業信用保険公庫が設立され、その後、平成20年10月に株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）に引継がれ現在に至っております。

信用保険制度の主な仕組みは次のとおりです。



- ① 信用保証協会が中小企業者の保証委託申込に応じて保証承諾し、金融機関から融資が実行されると、すべて信用保険に付保される仕組みになっており、これを「包括保証保険制度」といいます。
- ② 信用保証協会は公庫に信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が代位弁済を行った場合は、公庫に保険事故を通知した後、保険金請求を行います。
- ④ 公庫は、信用保険の種類に応じ、填補率(代位弁済元金の70～90%)に基づいて信用保証協会に保険金を支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、求償権を回収した都度、保険金の受領割合に応じて公庫へ納付（返納）します。

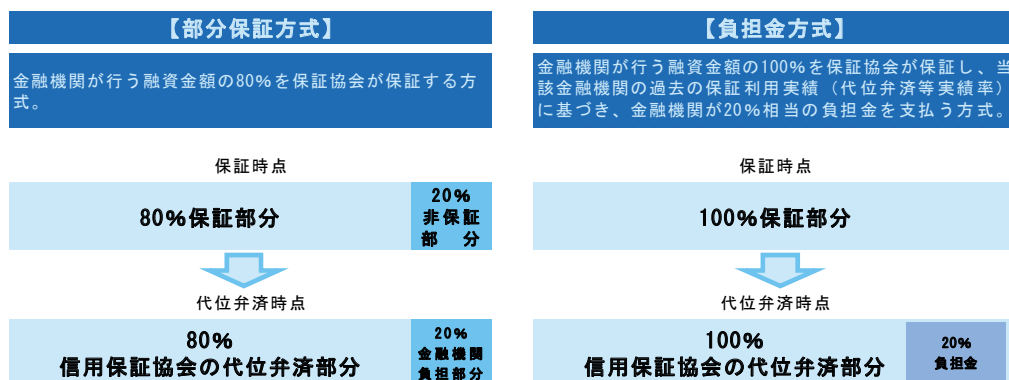
3 責任共有制度

(1) 責任共有制度とは

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図ることにより、両者が連携して、中小企業者等の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業者等に対する適切な支援を行うことを目的として、平成19年10月1日から導入されました。

(2) 責任共有制度の仕組み

責任共有制度には【部分保証方式】と【負担金方式】の2つの方式があり、そのいずれかの方式を金融機関が選択することとなっています。



※協会は金融機関から20%の負担金支払いを受け、そのうち一定割合を公庫に納付します。

(3) 責任共有制度の対象となる保証制度

原則すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。具体的には、次に掲げる保証制度は責任共有制度の対象外です。

- ① 経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号及び6号に係る保証
※5号に係る保証について、平成30年3月31日申込受付分までは責任共有対象外
 - ② 災害関係保証
 - ③ 創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）、創業等関連保証
 - ④ 特別小口保険に係る保証
 - ⑤ 事業再生保証
 - ⑥ 小口零細企業保証
 - ⑦ 求償権消滅保証
 - ⑧ 中堅企業特別保証
 - ⑨ 東日本大震災復興緊急保証
 - ⑩ 経営力強化保証 ※1
 - ⑪ 事業再生計画実施関連保証 ※1
 - ⑫ 危機関連保証
 - ⑬ 伴走支援型特別保証 ※2
 - ⑭ 事業再生計画実施関連保証(感染症対応型) ※1、※3
- ※1 責任共有制度の対象外（制度導入前の保証を含む）となる保証を同額以内で借り換えた場合。
- ※2 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）及び中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受けた場合。
- ※3 経営安定関連保証5号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を同額以内で借り換えた場合。

なお、中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証については、金融機関の選択方式にかかわらず部分保証となり、保証割合は全て80%です。

信用保証のご利用に際して

1 所在地

川崎市内に事業実態があれば保証対象となります。

個人のお客様は、川崎市内に住所又は事業所を有している場合に保証対象となります。

法人のお客様は、本店又は事業所が川崎市内にあれば保証対象となります。事業所は支店登記がされていなくても構いません。ただし、制度融資要綱等で別の定めがある場合はその定めによります。

2 業歴

営業年数を問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。ただし、制度融資要綱等で別の定めがある場合はその定めによります。

客観的着手の確認書類としては、開業届、営業場所の賃貸借契約書（営業場所が所有不動産である場合は不動産謄本）、履歴事項全部証明書等です。

なお、開業予定者又は開業1年未満の場合は、別途、創業計画書が必要です。

3 事業規模

資本金又は従業員数のどちらか一方が該当すれば保証対象となります。

1. 中小企業信用保険法第2条による「中小企業者」

業種	資本金（出資金）	常時使用する従業員
製造業等（旅行業を含む。）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
医業	-	法人300人以下 (個人100人以下)

なお、特定非営利活動法人（NPO法人）は、常時使用する従業員数が該当していればご利用いただけます。

2. 中小企業信用保険法第2条第1項第2号、同法施行令第1条第2項の対象となる政令特例業種

政令特例業種	資本金（出資金）	常時使用する従業員
ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業は除く。

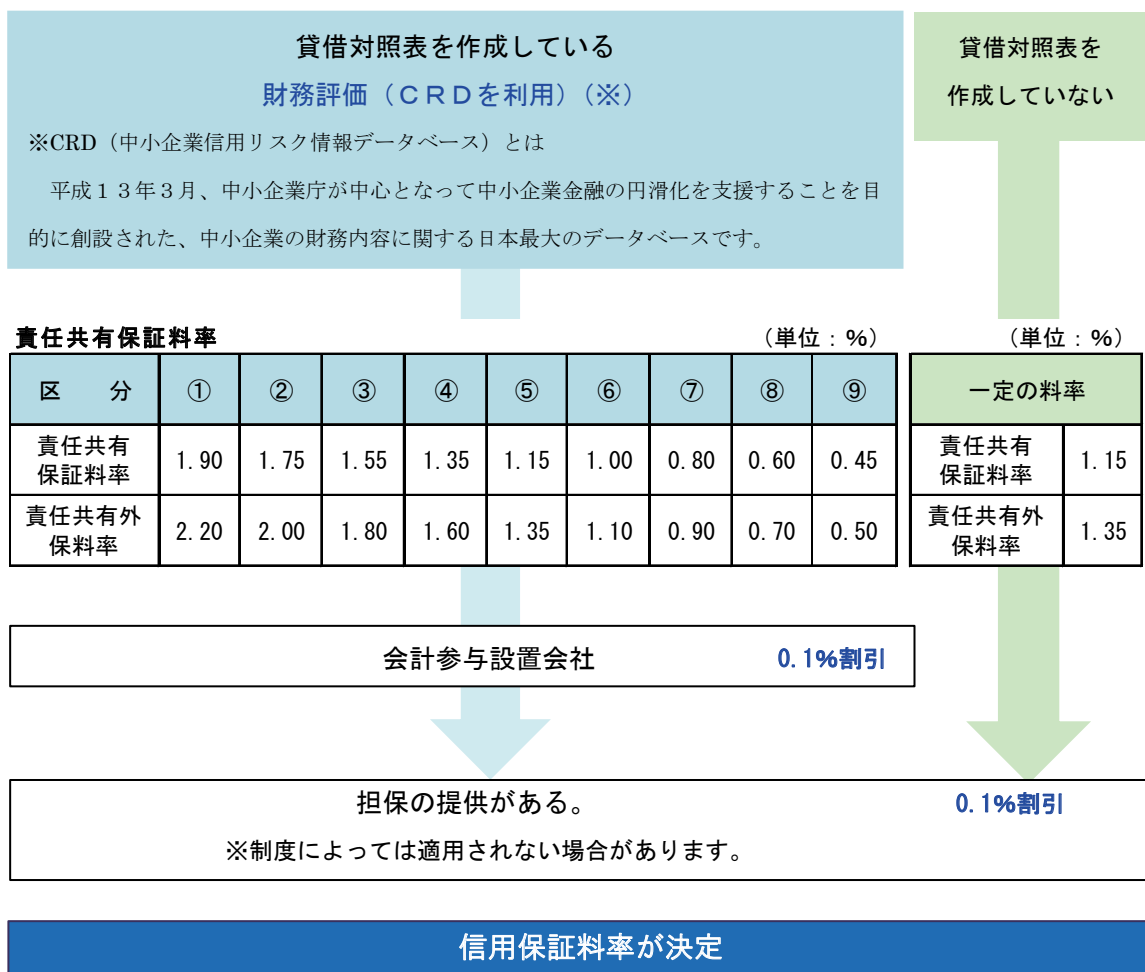
4 信用保証料

(1) 信用保証料とは

信用保証料は、金利や手数料と異なり、信用保証協会とお客様の信用保証委託取引に基づく信用保証の対価としてお支払いいただくものです。

(2) 信用保証料率決定までの流れ

信用保証料率は、お客様の経営状況に応じ9段階となっております。



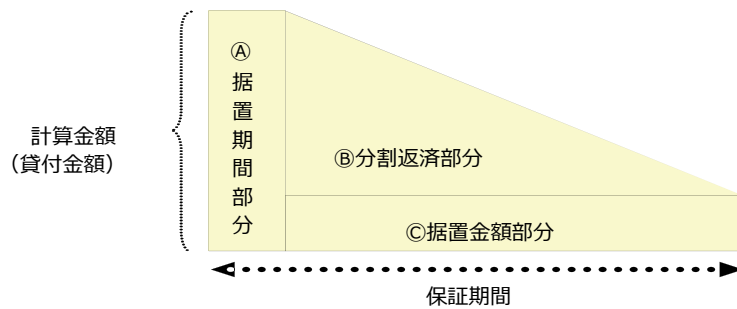
(3) 信用保証料の計算式

①一括返済

$$\text{貸付金額（円）} \times \text{信用保証料率} \times \text{保証期間（月）} / 12 \text{ヶ月}$$

（確定日保証の場合は日割計算となります。）

②分割返済



$$\text{信用保証料} = \text{A 据置期間部分} + \text{B 分割返済部分} + \text{C 据置金額部分}$$

①据置期間部分

$$\text{貸付金額（円）} \times \text{信用保証料率} \times \text{据置期間（月）} / 12 \text{ヶ月}$$

②分割返済部分

$$(\text{貸付金額} - \text{据置金額}) (\text{円}) \times \text{信用保証料率} \times \{(\text{保証期間} - \text{据置期間（月）}) / 12 \text{ヶ月}\} \times \text{分割係数}$$

分割係数

返済方法が均等分割返済の場合は分割係数表の均等分割係数を、不均等分割返済の場合は不均等分割係数を適用します。

分割返済回数	均等分割係数	不均等分割係数
6回以下	0.70	0.77
12回以下	0.65	0.72
24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

③据置金額部分

$$\text{据置金額（円）} \times \text{信用保証料率} \times \{(\text{保証期間} - \text{据置期間（月）}) / 12 \text{ヶ月}\}$$

主な保証制度のご案内

制度の特徴	制度名 【信用保証依頼書に記載する名称】	保証対象																												
創業に必要な資金調達のための保証	創業関連保証 【創業関連保証】	次に掲げるいずれかに該当する創業者 (1)産業競争力強化法第2条第29項第1号、第3号及び第5号に掲げる次の創業者であって、事業開始に係る具体的な計画を有するもの ア 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの イ 事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの ウ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的な計画を有するもの (2)産業競争力強化法第2条第29項第2号、第4号及び第6号に掲げる次の創業者である中小企業者であって事業を開始した日又は会社を設立した日以後5年を経過していないもの ア 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの イ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの ウ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの (3)上記(2)アに規定する創業者であって新たに会社（中小企業者に限る）を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させた場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、産業競争力強化法第2条第29項第4号に掲げる創業者とみなされるもの																												
小規模企業者への安定的な資金調達のための保証	小口零細企業保証 【全国小口】	次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者 (1)常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの（(2)に掲げるものを除く。） (2)常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの (3)事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの (4)特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの (5)特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの (6)医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの（(1)から(5)までに掲げるものを除く。）																												
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図るための保証	伴走支援型特別保証 【伴走支援】	次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者 (1)中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）※ ¹ (2)中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定（売上高等の減少を要因とするものに限る。）を受け、かつ次のいずれかに該当すること※ ¹ ①売上高等減少率が15％以上であること ②売上高等減少率が15％未満のものにあっては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15％以上減少していること (3)次のいずれかに該当すること※ ¹ ※ ² ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15％以上減少していること ②最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5％以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15％以上減少していること ※ ¹ 保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。 ※ ² 保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証（いずれも一般分に限る。）に限る。																												
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が事業再生計画等に沿って事業再生を行うための資金に対する保証	事業再生計画実施関連保証（感染症対応型） 【改サボ（感染症対応型）】	次に掲げるいずれかの計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者 (1)産業競争力強化法第53条第1項に規定する計画 (2)産業競争力強化法施行規則第32条第1号に規定する計画 (3)産業競争力強化法施行規則第32条第2号に規定する計画 (4)産業競争力強化法施行規則第32条第3号に規定する計画																												
中小企業者の事業承継促進を図るため、経営者保証を不要とする保証	事業承継特別保証 【事業承継特別】	次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者 (1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3)次のアからエまでに定める全ての要件を満たすこと。 ① 資産超過であること。 ② EBITDA 有利子負債倍率（注）が10 倍以内であること。 ③ 法人・個人の分離がなされていること。 ④ 返済緩和している借入金がないこと。 （注） EBITDA 有利子負債倍率＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）																												
事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約化することで、中小企業者の円滑な事業承継に活用できる保証	事業承継保証 【事業承継】	次の全ての要件を満たす持株会社 (1)事業承継計画に基づき、事業会社の株式を取得することを目的として設立された持株会社であること。 (2)持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること。 (3)事業会社が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行っていること。ただし、事業会社が保証対象外業種を兼業している場合は、対象外とする。																												
資本市場からの資金調達を円滑にするための保証	中小企業特定社債保証 【特定社債】	次の基準(1)～(3)のいずれかに該当する中小企業者 <table><tr><td></td><td>基準(1)</td><td>基準(2)</td><td>基準(3)</td><td>充足要件</td></tr><tr><td>①純資産の額</td><td>5千万円以上3億円未満</td><td>3億円以上5億円未満</td><td>5億円以上</td><td>必須要件</td></tr><tr><td>②自己資本比率</td><td>20％以上</td><td>20％以上</td><td>15％以上</td><td rowspan="2">選択要件</td></tr><tr><td>③純資産倍率</td><td>2.0 倍以上</td><td>1.5 倍以上</td><td>1.5 倍以上</td></tr><tr><td>④使用総資本事業利益率</td><td>10％以上</td><td>10％以上</td><td>5％以上</td><td rowspan="2">選択要件</td></tr><tr><td>⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ</td><td>2.0 倍以上</td><td>1.5 倍以上</td><td>1.0倍以上</td></tr></table>		基準(1)	基準(2)	基準(3)	充足要件	①純資産の額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	必須要件	②自己資本比率	20％以上	20％以上	15％以上	選択要件	③純資産倍率	2.0 倍以上	1.5 倍以上	1.5 倍以上	④使用総資本事業利益率	10％以上	10％以上	5％以上	選択要件	⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0 倍以上	1.5 倍以上	1.0倍以上
	基準(1)	基準(2)	基準(3)	充足要件																										
①純資産の額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	必須要件																										
②自己資本比率	20％以上	20％以上	15％以上	選択要件																										
③純資産倍率	2.0 倍以上	1.5 倍以上	1.5 倍以上																											
④使用総資本事業利益率	10％以上	10％以上	5％以上	選択要件																										
⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0 倍以上	1.5 倍以上	1.0倍以上																											

保証限度額	責任共有制度	信用保証料率	資金使途・期間	連帯保証人	担保
3,500万円 ※創業関連保証及び再挑戦支援保証を併用した場合、限度額3,500万円。	責任共有対象外	0.800%	運転資金・設備資金 10年以内（据置期間1年以内を含む。）	法人…代表者 個人…原則として不要	不要
2,000万円 ※他協会を含む既存保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計が2,000万円の範囲内	責任共有対象外	0.500%～2.200%	事業資金10年以内 （据置期間1年以内を含む。）	法人…代表者 個人…原則として不要	原則として不要
6,000万円	保証対象(1)は、 責任共有対象外 保証対象(2)(3)は、 金融機関の選択した責任共有制度による	融資対象(1)(2)は、0.200% 融資対象(3)は、0.200%～1.150% ※(1)～(3)国補助後	事業資金10年以内 （据置期間5年以内を含む。） 融資対象(1)(2)は、経営の安定に必要な事業資金 融資対象(3)は、事業資金	法人…代表者 個人…原則として不要 ※経営者保証免除対応を適用する場合は不要	必要に応じ
2億8,000万円	金融機関の選択した責任共有制度による	0.200% ※国補助後	事業資金15年以内 （据置期間5年以内を含む。）	法人…代表者 個人…原則として不要 ※経営者保証免除対応を適用する場合は不要	必要に応じ
2億8,000万円 ※組合の場合は、4億8,000万円	金融機関の選択した責任共有制度による	0.450%～1.900% ※経営者保証について、経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合は、0.200%～1.150%	事業資金10年以内 （据置期間1年以内を含む。） ※一括返済の場合、1年以内 ※既存のプロパー借入金の借換えも可能 ※融資対象(1)に該当する場合は、保証人を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの。 ※融資対象(2)に該当する場合は、事業承継前に保証人を提供している既往借入金の返済資金に限る。	不要	必要に応じ
2億8,000万円	金融機関の選択した責任共有制度による	0.450%～1.900%	設備資金15年以内 （据置期間18ヶ月以内を含む。） ※持株会社が被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括で取得する資金に限る。	持株会社及び事業会社の代表者（実質経営者を含む。）並びに事業会社の法人保証を必要とする。	必要に応じ
発行最高限度額 5億6,000万円 （保証金額4億5,000万円） ※最低発行額3,000万円	部分保証 ※金融機関の選択した責任共有制度に関わらず部分保証となる	0.450%～1.900%	事業資金 2年以上7年以内	不要	原則として2億円超の場合は必要

制度の特徴	制度名 【信用保証依頼書に記載する名称】		保証対象																												
生産性向上や更なる成長を遂げるため、大口かつ長期の資金を支援するための保証	中小企業成長発展支援保証 【発展サポート】		次の(1)～(5)の全てを満たすもの (1) 3年以上同一事業を継続していること。 (2) 1期を12ヶ月とする決算書（確定申告書）を、直近3期分提出できること。 (3) 保証申込時点で取扱金融機関と1年以上のプロパー与信取引があること。 (4) 財務諸表等から導かれる信用保証料率区分が5から9に該当すること。 (5) 次の基準(1)～(3)のいずれかに該当すること。 <table><tr><td></td><td>基準(1)</td><td>基準(2)</td><td>基準(3)</td><td>充足要件</td></tr><tr><td>①純資産の額</td><td>5千万円以上3億円未満</td><td>3億円以上5億円未満</td><td>5億円以上</td><td>必須要件</td></tr><tr><td>②自己資本比率</td><td>20%以上</td><td>20%以上</td><td>15%以上</td><td rowspan="2">選択要件</td></tr><tr><td>③純資産倍率</td><td>2.0倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>1.5倍以上</td></tr><tr><td>④使用総資本事業利益率</td><td>10%以上</td><td>10%以上</td><td>5%以上</td><td rowspan="2">選択要件</td></tr><tr><td>⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ</td><td>2.0倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>1.0倍以上</td></tr></table>		基準(1)	基準(2)	基準(3)	充足要件	①純資産の額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	必須要件	②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	選択要件	③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	選択要件	⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上
		基準(1)	基準(2)	基準(3)	充足要件																										
	①純資産の額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	必須要件																										
②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	選択要件																											
③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																												
④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	選択要件																											
⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上																												
	発展サポートmini保証 【発サポmini】		次の(1)～(4)の全てを満たすもの (1) 3年以上同一事業を継続していること。 (2) 1期を12ヶ月とする決算書（確定申告書）を、直近3期分提出できること。 (3) 保証申込時点で取扱金融機関と1年以上のプロパー与信取引があること。 (4) 財務諸表等から導かれる信用保証料率区分が4から9に該当すること。																												
大規模な経済危機や災害等により影響を受けた中小企業者の資金繰り支援のための保証	危機関連保証 【危機関連】		経営の安定に支障を生じていることについて中小企業信用保険法第2条第6項の規定により市町村長又は特別区長の認定を受けた中小企業者																												
既存借入金を借換え又は一本化することで資金繰りを安定させるための保証	借換保証	一般保証、経営安定関連保証又は中小企業金融安定化特別保証を借換える場合 ※経営安定関連保証による借換 【借換】	次の全ての要件を満たす中小企業者又は組合 (1)保証申込時点において、一般保証、経営安定関連保証（緊急保証を除く）又は中小企業金融安定化特別保証に係る既往借入金の残高があること。 (2)適切な事業計画を有すること。 (3)中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市区町村長の認定書を受けていること。																												
		一般保証、経営安定関連保証又は中小企業金融安定化特別保証を借換える場合 ※一般保証による借換 【借換】	※保証対象者、保証限度額、対象資金その他の保証条件に関しては、利用する保証制度による。																												
		条件変更改善型借換保証 【条件変更改善型借換】	次の全ての要件を満たす中小企業者又は組合 (1)保証申込時点において当協会保証付既往借入金の残高があること。 (2)(1)の既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っていること。 (3)金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。																												
利用限度額を設定し、反復継続して資金調達をするための保証	当座貸越（貸付専用型）根保証 【当座貸越根保証】		同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告（決算）を行っており、申込金融機関と6か月以上の与信取引がある中小企業者で、次のいずれかに該当するもの（個人） (1)保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準を満たしている。 (2)確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ、自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有する。 (3)確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある。 （法人） 保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準を満たしている。																												
	事業者カードローン当座貸越根保証 【事業者カードローン根保証】		同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告（決算）を行っており、申込金融機関と6か月以上の与信取引がある中小企業者で次のいずれかに該当するもの（個人） (1)保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準を満たしている。 (2)確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有する。 （法人） 保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準を満たしている。																												
金融機関と信用保証協会が連携して、中小企業者の資金繰りを安定させるための保証	協定型融資保証 【コラボ】		次の(1)～(5)の全てに該当する法人であること。 (1) 3期以上、適法に決算申告を行っていること。 (2) 取扱金融機関と1年以上の与信取引の実績があること。 (3) 財務諸表等から導かれる信用保証料率区分が5から9に該当すること。 (4) 直近決算における年間の売上高が5億円以上であること。 (5) 取扱金融機関が今後も積極的に支援していく方針であること。																												
	コラボmini 【コラボmini】		次の(1)～(4)の全てに該当する法人であること。 (1) 3期以上、適法に決算申告を行っていること。 (2) 取扱金融機関と1年以上の与信取引の実績があること。 (3) 財務諸表等から導かれる信用保証料率区分が4から9に該当すること。 (4) 取扱金融機関が今後も積極的に支援していく方針であること。																												
短期資金の継続的な利用で、資金繰りの安定化を図るための保証	短期継続保証 【短期継続】		次の(1)～(4)の全てに該当するもの (1)3年以上同一事業を継続していること。 (2)保証申込時点で1年以上のプロパー与信取引があること。 (3)既存債務の返済条件緩和が行われていないこと。 (4)直近の決算において債務超過となっていないこと。																												

保証限度額	責任共有制度	信用保証料率	資金使途・期間	連帯保証人	担保
2億円	金融機関の選択した責任共有制度による	0.450%～1.150%	事業資金10年以内	法人…代表者 個人…原則として不要	原則として不要
5,000万円	金融機関の選択した責任共有制度による	0.450%～1.350%	事業資金10年以内	法人…代表者 個人…原則として不要	原則として不要
2億8,000万円 ※組合の場合は、4億8,000万円	責任共有対象外	0.800%	事業資金10年以内 (据置期間2年以内を含む。)	法人…代表者 個人…原則として不要	必要に応じ
2億8,000万円 ※中小企業信用保険法第2条第5項第6号の認定に係る限度額は、3億8,000万円 ※組合の場合は、4億8,000万円	既存保証付融資の状況に応じる	0.765%～0.900%	返済資金10年以内 (据置期間1年以内を含む。)	法人…代表者 個人…原則として不要	原則として、借換を行う既存の保証条件と同じ。 返済資金以外の新規融資を含む場合は、通常の借入に対する保証条件と同じ。

2億8,000万円 ※組合の場合は、4億8,000万円	既存保証付融資の状況に応じる	0.450%～1.900%	返済資金15年以内 (据置期間1年以内を含む。) ※当該返済資金以外の事業資金を含む場合は、据置期間2年以内とする。	法人…代表者 個人…原則として不要	原則として、借換を行う既存の保証条件と同じ。 返済資金以外の新規融資を含む場合は、通常の借入に対する保証条件と同じ。
100万円以上 2億8,000万円以内	金融機関の選択した責任共有制度による	0.390%～1.620%	事業資金1年間又は2年間	法人…代表者 個人…原則として不要	原則として5,000万円超の場合は必要
100万円以上 2,000万円以内	金融機関の選択した責任共有制度による	0.390%～1.620%	事業資金1年間又は2年間	法人…代表者 個人…原則として不要	原則として不要
2億円 また、取扱金融機関が保証付融資額の6割以上のプロパー融資を同時に実行すること。	金融機関の選択した責任共有制度による	0.450%～1.150%	運転資金7年以内 (据置期間1年以内を含む。) 設備資金10年以内 (据置期間1年以内を含む。)	法人…代表者 個人…原則として不要	原則として不要
8,000万円 また、取扱金融機関が保証付融資額の6割以上のプロパー融資を同時に実行すること。	金融機関の選択した責任共有制度による	0.450%～1.350%	運転資金7年以内 (据置期間1年以内を含む。) 設備資金10年以内 (据置期間1年以内を含む。)	法人…代表者 個人…原則として不要	原則として不要
3,000万円 ただし、1事業者1口とし、原則として直近決算書の平均月商の範囲内とする。	金融機関の選択した責任共有制度による	0.450%～1.900%	運転資金1年以内 ※初回利用時の終期は、次期決算の申告期限から3ヶ月以内とし、以降継続時においては、原則1年とし、最大4回まで継続可能とする。	法人…代表者 個人…原則として不要	原則として不要

川崎市中小企業融資制度については川崎市のホームページをご覧ください。

中期事業計画（令和3～5年度）（概要）

川崎市信用保証協会は、公的な中小企業支援機関として、地域経済の発展に貢献するため、コロナ禍の影響によって厳しい状況にある中小企業への金融支援に加え、企業の発達状況に応じた多様な支援に取り組むとともに、利用者本位の利便性向上を図るため、令和3年度から5年度までの3年間における業務運営方針を次のとおり決めました。

(1) 中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取組みの推進

厳しい経営環境にある中小企業の経営改善・生産性向上を促すため、金融機関と連携・協調して安定的な資金調達を支援します。

(2) 経営支援に関する取組みの推進

厳しい経営環境にある中小企業の経営状況に応じた柔軟かつきめ細やかな対応が求められていることから、金融機関等と連携・協調した経営支援に取り組めます。

(3) 地方創生等への貢献を果たすための取組みの推進

市内中小企業の金融円滑化を図る中小企業支援機関として、川崎市や関係機関との連携を進め、地域経済活性化のための取組みを推進します。

(4) 回収の最大化に向けた取組みの強化

求償権の管理回収は、信用補完制度の維持やモラルハザードの防止、事業再生支援等の側面も併せ持つ協会の重要な業務であることから、効率性を重視しつつその最大化に取り組めます。

(5) 中小企業や金融機関から信頼される態勢の維持・強化

信用保証協会が中小企業支援機関として、中小企業の金融円滑化や経営支援をより高い水準で継続して提供するため、経営の透明性や人材育成に取り組む、中小企業や金融機関から信頼される態勢を維持、強化します。

年度経営計画（令和4年度）（概要）

1 業務環境

(1) 地域の経済動向

政府は、経済の基調判断を「景気は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられる。」とし、先行きについては「感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、感染拡大による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としています。

地元金融機関が行った川崎市内中小企業の動向調査では、景況感を総合的に示す業況D-1は令和3年10～12月期が△6.5で、令和2年10～12月期（△37.6）と比べ、31.1ポイントと大幅に改善しているものの、令和4年1～3月期の見通しについては△16.3と厳しい状況が懸念されています。

(2) 中小企業を取り巻く環境

中小企業を取り巻く環境は、売上・受注の減少といった課題に加え、コロナ禍の影響による原材料高騰や人手不足といった課題も深刻化しており、厳しい状況が続くものと予想されます。

民間調査機関によると新型コロナウイルス感染症に対応した官民一体の複層的な中小企業対策により、令和3年（1～12月）の全国企業倒産件数は、6,015件と半世紀ぶりの歴史的低水準となりました。一方で負債増加による「コロナ融資後倒産」も発生しており、この先、コロナ関連融資の返済が本格化するなか、収益改善が難航し、事業に行き詰まる経営不振企業の増加も懸念されます。

2 業務運営方針

川崎市信用保証協会は、公的な中小企業支援機関として、長期化するコロナ禍の影響等により厳しい状況にある中小企業に金融機関等と連携し信用保証による金融支援に取り組むとともに、創業支援、期中支援及び再生支援の充実を図ることにより、地域経済の発展に貢献するため、令和4年度の業務運営方針を次のとおり定めました。

(1) 中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取組みの推進

厳しい経営環境にある中小企業の経営改善・生産性向上を促すため、金融機関と連携・協調して中小企業の安定的な資金調達を支援します。

(2) 経営支援に関する取組みの推進

厳しい経営環境にある中小企業の経営状況に応じた柔軟かつきめ細やかな対応が求められていることから、金融機関等と連携・協調した経営支援に取り組めます。

(3) 地方創生等への貢献を果たすための取組みの推進

市内中小企業の金融円滑化を図る中小企業支援機関として、川崎市や関係機関との連携を進め、地域経済活性化のための取組みを推進します。

(4) 回収の最大化に向けた取組みの強化

求償権の管理回収は、信用補完制度の維持やモラルハザードの防止、事業再生支援等の側面も併せ持つ協会の重要な業務であることから、効率性を重視しつつその最大化に取り組めます。

(5) 中小企業や金融機関から信頼される態勢の維持・強化

中小企業や金融機関にとって頼りになる支援機関であり続けるため、職員の能力向上や広報活動の充実を図るとともに、透明性の高い業務運営を行います。

3 令和4年度の業務計画数値

項 目	金 額
保 証 承 諾	40,000百万円
保証債務残高	209,500百万円
代 位 弁 済	3,500百万円
実 際 回 収	450百万円

令和 3 年度の実績

1 事業方針

令和 3 年当初の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さがみられました。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直していくことが期待されていました。

中小企業においては、新型コロナウイルス感染症に対応した各種の政策支援に支えられているものの、コロナ禍の影響による売上・受注の減少などによる業績落ち込みに伴う倒産増加など、厳しい状況が懸念されていました。

こうしたことから、当協会は質の高い信用保証に加え、引続き金融機関等と連携し、充実した創業支援、期中支援、経営支援及び再生支援に取り組む等、中小企業及び地域経済の発展に貢献するため、次のとおり令和 3 年度の事業計画を策定いたしました。

(1) 保証承諾	50,000 百万円
(2) 保証債務残高	209,200 百万円
(3) 代位弁済	2,900 百万円
(4) 実際回収	450 百万円

2 経済金融情勢

令和 3 年度の日本経済は、緊急事態宣言等が断続的に発出されたことで、個人消費が一進一退の動きとなったことに加えて、東南アジアでの感染拡大に伴う部品供給不足などの供給制約が足かせとなり、内需の所得・雇用の好循環が抑制され、景気回復は穏やかなものとなりました。一方で、緊急事態宣言が緩和された 10 月以降は、経済社会活動の水準が段階的に引上げられる中で、個人消費が上向くなど、持ち直しの動きがみられました。

中小企業においては、新型コロナウイルス感染症に対応した各種政策支援に支えられ、倒産件数は低水準となったものの、新型コロナウイルス感染症の収束は不透明であり、売上の停滞・減少といった課題に加え、原油・原材料価格が高水準で推移しているため、中小企業の収益を押し下げる可能性があるなど、経営環境は厳しい状況が続くことが懸念されています。

3 業績

(1) 保証状況

保証承諾は、前年度実績 9,859 件 183,128 百万円に比べて、件数で 7,278 件、金

額は147,903百万円それぞれ減少しました。また、1件あたりの保証承諾金額は13,648千円で、前年度実績18,575千円に比べて、4,927千円減少しました。なお、平均保証期間は72.6ヶ月で、前年度実績97.2ヶ月に比べて24.6ヶ月短期化しました。

(2) 保証債務残高状況

保証債務残高は、前年度実績15,888件219,048百万円に比べて、件数で326件増加しましたが、金額は6,254百万円減少しました。

(3) 代位弁済状況

代位弁済は、前年度実績128件1,339百万円に比べて、件数で4件減少しましたが、金額は82百万円増加しました。

(4) 回収状況

回収は、前年度実績302百万円に比べて、87百万円増加しました。

なお、期末求償権残高は422件（前年度比95.7%）1,280百万円（前年度比157.8%）で前年度期末求償権残高441件811百万円に比べて、件数で19件減少しましたが、金額は469百万円増加しました。

（単位：百万円）

	令和2年度実績		令和3年度実績	
	件数	金額	件数	金額
保証承諾	9,859	183,128	2,581	35,225
保証債務残高	15,888	219,048	16,214	212,794
代位弁済	128	1,339	124	1,421
実際回収	-	302	-	389

4 事業の展望

日本経済は、引続きコロナ禍による厳しい状況が残る中で、持ち直しの動きが続いているものの一部に弱さがみられます。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されている一方で、原材料の不足や高騰等供給面での制約や金融資本市場の変動と言った下振れリスクに十分注意する必要があります。

このような状況の下、中小企業及び地域経済の発展に貢献するため、質の高い信用保証に加え、金融機関等と連携し、充実した創業支援、期中支援、経営支援及び再生支援といった中小企業の経営課題に応じた取組みを行ってまいります。

当協会では、経営計画やコンプライアンスへの取組等について客観的な評価を受けるため、弁護士や税理士等の第三者により構成される「外部評価委員会」を平成18年度に設置しています。

外部評価委員会の意見等は、当協会のホームページをご覧ください。

令和 3 年度の主な取組み

利便性向上への取組み

保証利用における利便性向上を図るため、保証申込書式の改定を行い、押印廃止や個人情報提供について包括同意形式に変更しました。また、信用保証委託契約書の徴求時期を保証申込時から融資実行時に変更しました。

加えて、保証決定から融資実行までの期間短縮を図るため、令和 3 年 5 月から信用保証書の電子交付サービスを開始しました。

(令和 4 年 3 月末現在)

金融機関名	利用開始日
横浜銀行	令和 3 年 5 月 6 日
みずほ銀行・湘南信用金庫	令和 3 年 10 月 1 日
かながわ信用金庫	令和 3 年 11 月 1 日
川崎信用金庫	令和 3 年 12 月 1 日
横浜信用金庫	令和 3 年 12 月 13 日
さわやか信用金庫	令和 4 年 1 月 17 日

創業支援の取組み

創業支援の取組みとして、関係機関と連携して開催した創業セミナーで当協会の創業支援メニューについて説明しました。

令和 3 年	7 月 2 1 日	「オンライン創業セミナー」
令和 3 年	9 月 1 1 日	「オンライン創業セミナー みらい海図」
令和 3 年	1 1 月 1 9 日	「オンライン創業セミナー」
令和 4 年	1 月 8 日	「オンライン創業セミナー みらい海図」

また、川崎市内で創業を希望される方の相談に対応するため、平成 3 0 年 5 月 1 5 日から川崎市男女共同参画センター（すくらむ 2 1）と連携して「起業家向け無料相談窓口」を開設しています。令和 3 年度は 1 6 件の相談を受けました。

SDGsへの取り組み

令和3年7月30日に「かわさきSDGsパートナー」に登録されました。

「かわさきSDGsパートナー」は、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて取り組む企業・団体を川崎市が認証する制度です。

当協会は持続可能な社会の形成に寄与するため、SDGsの一環として令和3年度はグリーンボンドに投資しました。「グリーンボンド」とは、環境改善のための事業に要する資金を調達するために発行する債券です。

外部評価委員会の開催

外部評価委員会は、協会の経営計画やコンプライアンスへの取組等について客観的な評価を受けるため平成18年9月に設置したもので、第三者である弁護士、税理士等学識を有する中立的立場の委員で構成されています。

令和3年度は、6月18日に平成30年度～令和2年度中期事業計画及び令和2年度経営計画に関する評価のための会議を、11月26日には令和3年度経営計画の進捗等に関する中間報告のための会議をそれぞれ開催しました。

外部評価委員会の意見等は、当協会のホームページをご覧ください。

かながわ企業支援ネットワーク会議の開催

中小企業の経営支援・再生支援について、地域金融を支える関係機関との連携を緊密にするため、神奈川県信用保証協会、横浜市信用保証協会、神奈川県中小企業再生支援協議会と共同で令和3年11月に「第17回かながわ企業支援ネットワーク会議」を開催しました。

なお、今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンラインでの開催となりました。

中小企業金融情報交換会議の開催

この会議は平成18年12月に第1回を開催して以来、中小企業支援機関等の皆様にご協力いただきながら、各機関の情報・意見交換の場として半期毎に開催して参りました。

令和3年11月18日に第28回の会議を開催、各機関における令和3年度上期の中小企業支援実績及び下期の計画についての発表、並びに中小企業支援策等についての意見交換を行いました。(参加機関：川崎商工会議所、川崎信用金庫、株式会社日本政策金融公庫川崎支店、株式会社商工組合中央金庫神奈川営業部、川崎市経済労働局金融課、川崎市経済労働局工業振興課、公益財団法人川崎市産業振興財団、株式会社ケイエスピー、川崎市信用保証協会)



川崎国際環境技術展出展

令和3年11月16日から同月26日にかけて、「第14回川崎国際環境技術展」が開催されました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン開催となり、会期中はオンライン会議ツールを用いた商談ルームも設けられ、コンシェルジュによるマッチングのサポートサービスや、オンデマンドでのセミナー配信等が行われました。当協会は信用補完制度や保証制度の紹介等を行いました。

保証事務説明会の開催

中小企業の発達状況に応じた円滑な資金調達の支援を行うため、金融機関と当協会の連携について意見交換を行うとともに、保証申込手続き、経営支援に関する案内、期中事務の留意点等について、金融機関の皆様へ、理解を深めていただくための保証事務説明会を開催しています。

令和3年度は19回開催し、内1回はオンラインで開催しました。

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

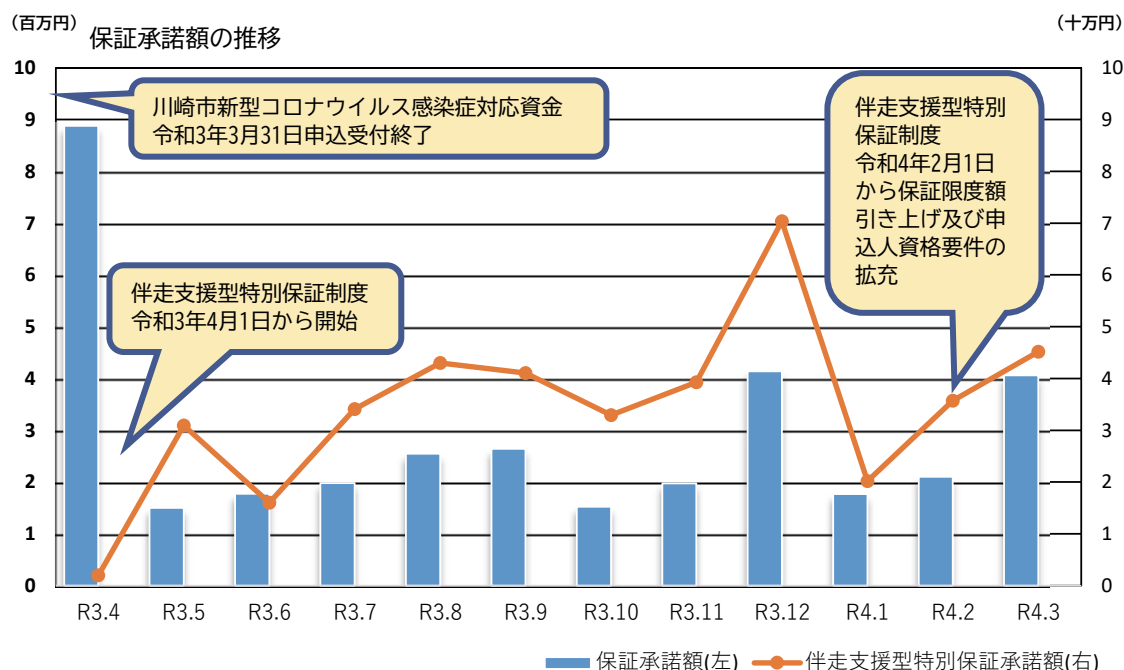
川崎市信用保証協会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある中小企業者に対し、経営改善・生産性向上を促すため、危機関連保証、セーフティネット保証4号、5号に加えて、令和3年4月に伴走支援型特別保証を創設し、新型コロナウイルス感染症に関する制度を活用した金融支援等を行いました。

1 保証承諾の推移

新型コロナウイルス感染症に関する保証承諾

(単位：百万円)

	令和3年度	
	件数	金額
伴走支援型特別保証制度	245	4,107
川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金保証制度	355	7,611
その他コロナウイルス感染症に関する制度	312	5,557
合計	912	17,275



2 保証後の取組み

新型コロナウイルス感染症対応資金を利用した中小企業者を中心に、条件変更や事故に至る前の早い段階で経営状況を把握し、改善提案を行う予防的アプローチ等の訪問支援を金融機関と連携して行いました。詳しくはP 26 の経営支援の取組みをご覧ください。

経営支援の取組み

中小企業は、様々な経営課題を抱えており、個々の中小企業の経営状況に合わせた経営支援に取り組む必要があります。そのため、金融機関等中小企業支援機関と連携し、中小企業が経営改善、事業再生、事業承継等の課題解決に向けて取り組めるよう、経営支援に取り組んでいます。

1 訪問支援及び専門家派遣事業

新型コロナウイルス感染症対応資金を利用した中小企業者を訪問し、条件変更や事故に至る前の早い段階で経営状況を把握して、改善提案を行う予防的アプローチや返済軽減の条件変更を行っている中小企業者の経営状況を確認、経営相談に対するアドバイス、専門家派遣の提案等により課題解決を促す訪問支援に取り組みました。

また、経営課題の改善を支援するための専門家を活用した支援についても、令和3年6月には専門家派遣メニューを拡充し、ホームページ見直し等具体的な経営課題の改善を支援する「個別課題改善支援」を開始しました。

令和3年度は、訪問支援については513者に訪問し、延べ79者に専門家派遣を実施しました。

【令和3年度】専門家派遣実績

支援内容	実施者数
経営診断	37者
経営改善計画策定支援	6者
事業承継計画策定支援を含む経営改善計画策定支援	1者
生産性向上に係る経営計画策定支援	8者
事業承継計画策定支援	3者
創業計画策定等支援	1者
個別課題改善支援	4者
フォローアップ診断	19者



2 事業承継支援に関する取組み

(1) 事業承継診断の実施

訪問先の経営者が60歳以上である場合、事業承継の状況を確認（事業承継診断）し、早期に準備することの重要性等を説明しています。令和3年度は、100者に事業承継診断を実施しました。

(2) 専門家派遣

事業承継に課題を抱える中小企業者に対し、専門家を派遣して、事業承継に関する課題を整理し、事業承継の時期、具体的な対策等を盛り込んだ事業承継計画策定の準備に係る支援に取り組んでいます。令和3年度は、3者に中小企業診断士を派遣して事業承継計画策定支援を、1者に公認会計士を派遣して事業承継計画策定支援を含む経営改善計画策定支援を実施しました。

(3) 保証による事業承継の支援

円滑な事業承継に必要な資金の調達を支援し、事業承継者の経営者保証が不要となる、事業承継特別保証制度を推進しており、令和3年度の保証承諾は、5件1億14百万円となりました。

(4) 連携した支援

金融機関向け保証事務説明会に神奈川県事業承継・引継ぎ支援センターから経営者保証コーディネーターを講師として招き、事業承継に関する情報の提供や事業承継特別保証制度の活用を促すなど、関係機関と連携して事業承継支援に取り組みました。

3 再生支援に関する取組み

期中管理・経営支援・管理回収の各部門が連携し、再生局面にある求償権債務者の再チャレンジを後押ししています。令和3年度は、再生局面にある中小企業者の支援に取り組みましたが、求償権消滅保証を活用した再生支援の実績には結びつきませんでした。

4 金融機関等中小企業支援機関との連携

(1) 経営サポート会議の開催

当協会では、中小企業者と金融機関からの要請に基づき、事業計画に対する具体的な支援策について意見交換を行う経営サポート会議を開催しています。令和3年度は、15者について経営サポート会議を開催し、専門家派遣で作成した計画書の説明や合意形成の場にご活用いただきました。

(2) 関係機関と連携した支援

中小企業の多様なニーズに応えるため、関係機関と連携した支援に取り組んでいます。令和3年度は、神奈川県よろず支援拠点や神奈川県中小企業再生支援協議会と連携し、それぞれ1者に専門家による支援を行いました。

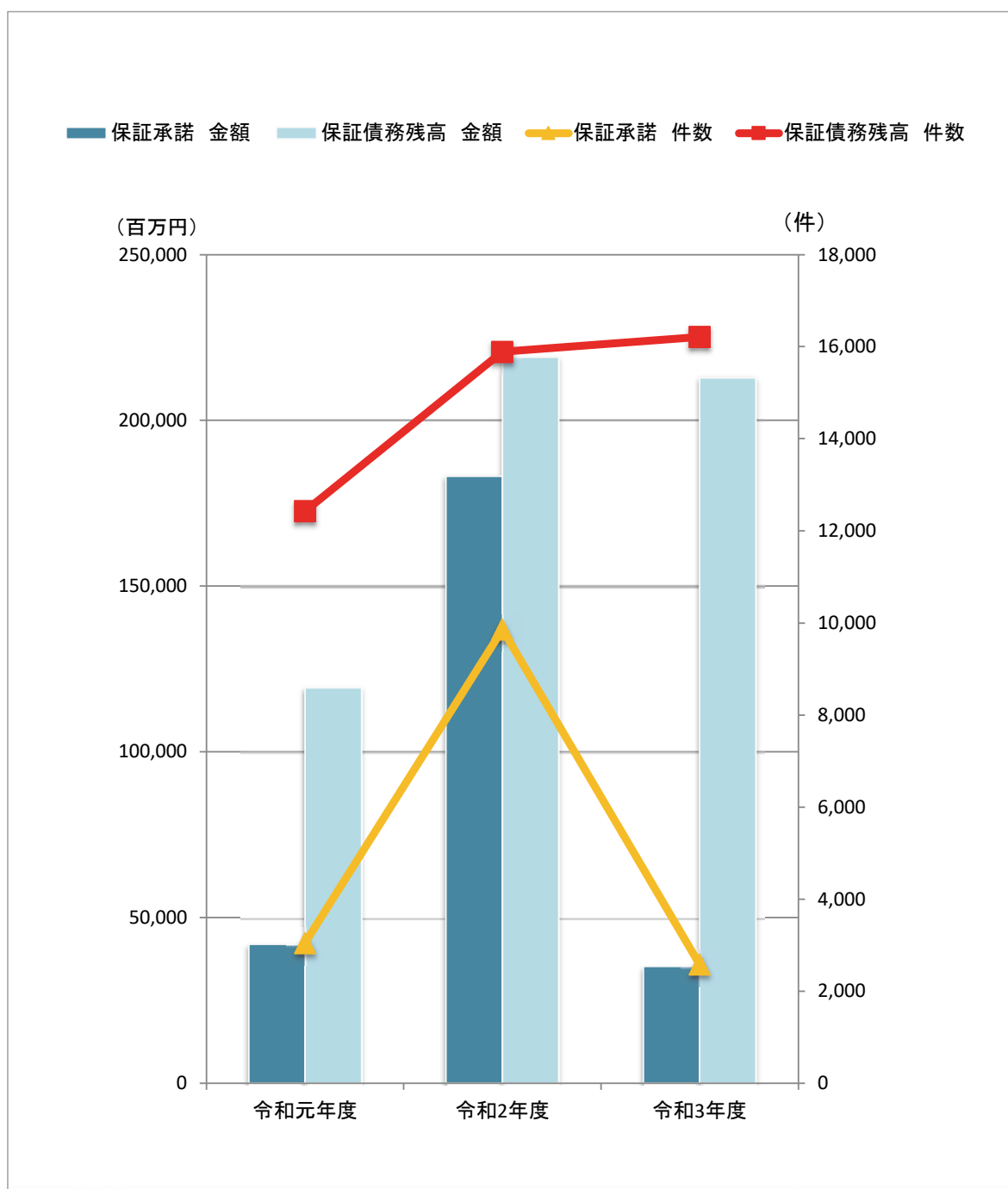
業務状況の推移

保証承諾の推移

保証債務残高の推移

(単位：千円)

	保証承諾			保証債務残高		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
令和元年度	3,046	41,903,741	100.1	12,428	119,309,296	94.5
令和2年度	9,859	183,127,787	437.0	15,888	219,048,087	183.6
令和3年度	2,581	35,225,204	19.2	16,214	212,794,481	97.1

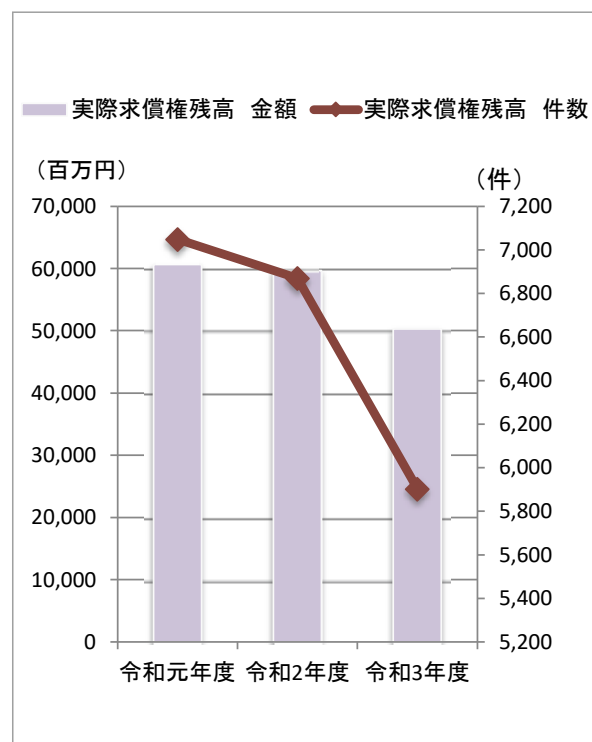
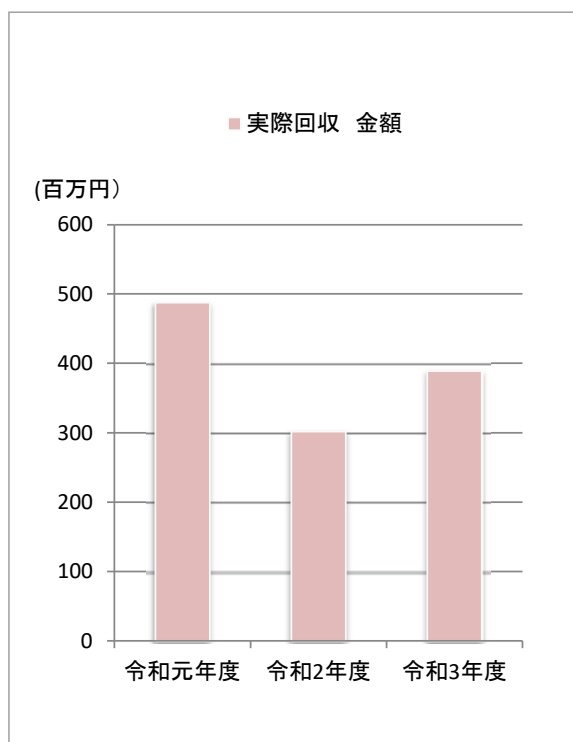
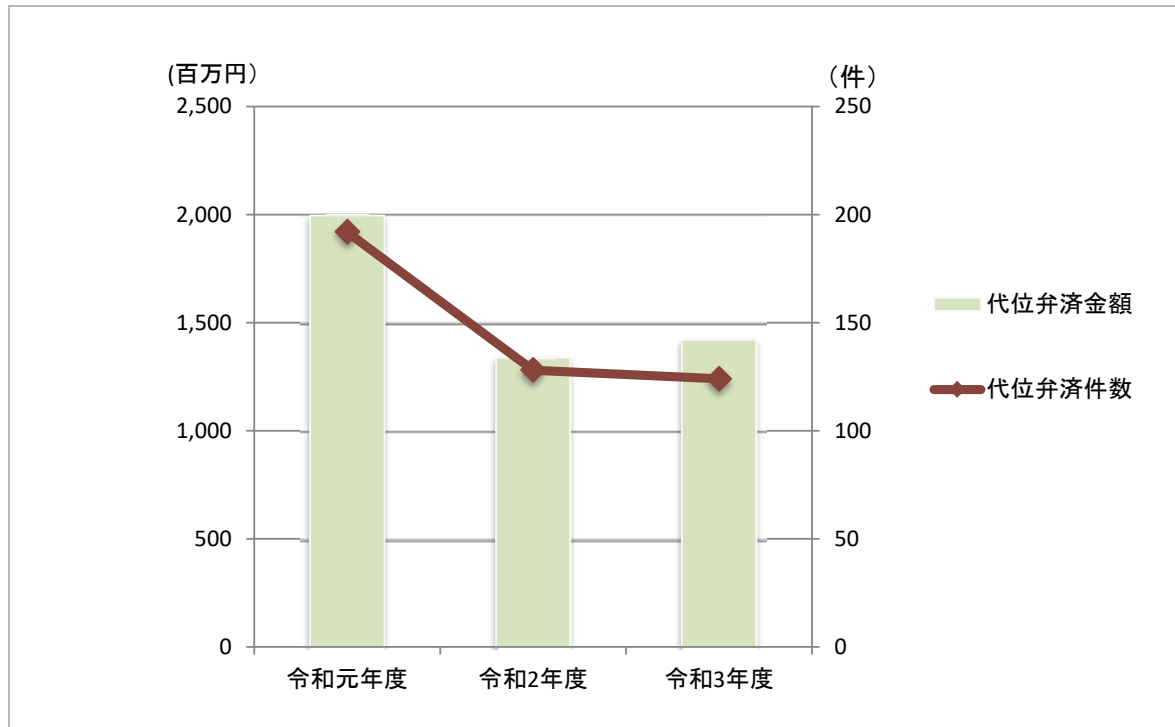


代位弁済の推移

回収の推移

(単位：千円)

	代位弁済			実際回収	実際求償権残高	
	件数	金額	前年比	金額	件数	金額
令和元年度	192	1,995,799	104.6	487,221	7,049	60,621,422
令和2年度	128	1,339,009	67.1	301,773	6,870	59,662,617
令和3年度	124	1,420,909	106.1	389,335	5,902	50,292,187

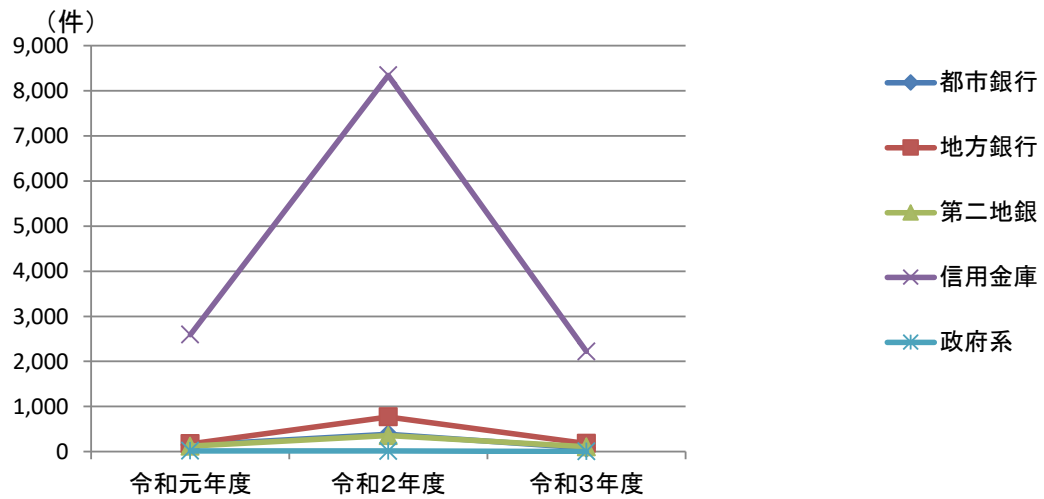


金融機関群別保証承諾の推移

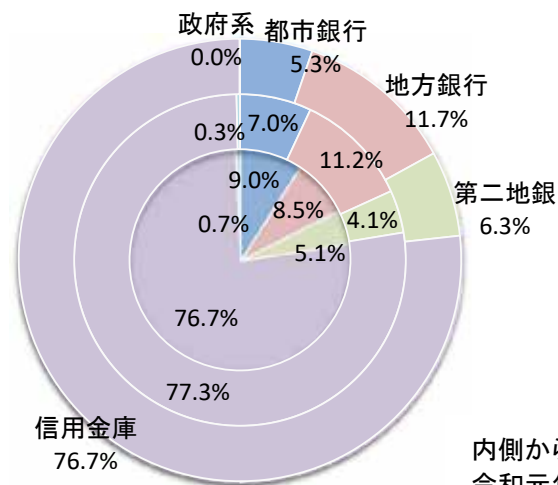
(単位：千円)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	144	3,783,223	386	12,790,165	76	1,868,900
地方銀行	173	3,553,982	767	20,541,584	179	4,120,080
第二地銀	120	2,133,350	352	7,579,850	106	2,202,901
信用金庫	2,594	32,136,669	8,341	141,624,997	2,219	27,025,323
政府系	15	296,517	13	591,191	1	8,000
その他	0	0	0	0	0	0
合計	3,046	41,903,741	9,859	183,127,787	2,581	35,225,204

保証承諾件数



保証承諾金額構成比



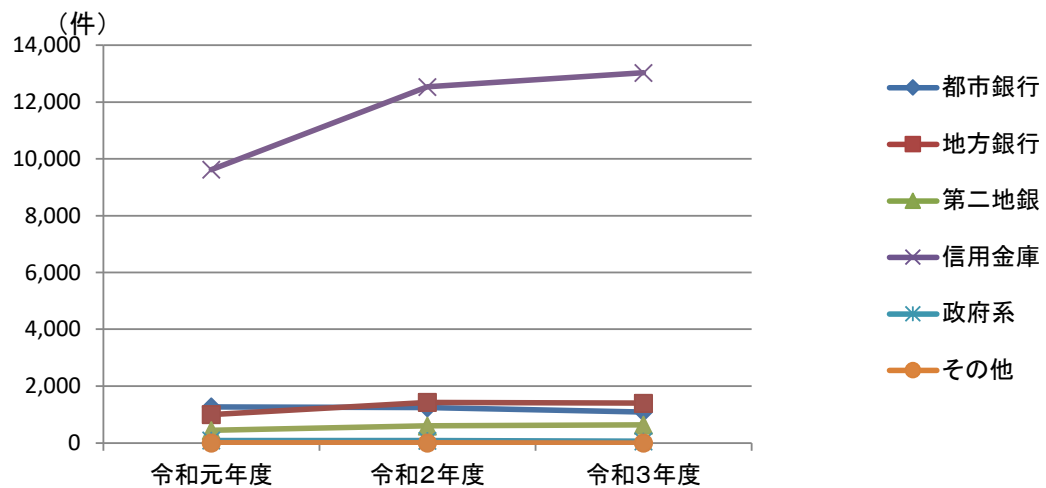
内側から外側に向かって
令和元年度、令和2年度、
令和3年度

金融機関群別保証債務残高の推移

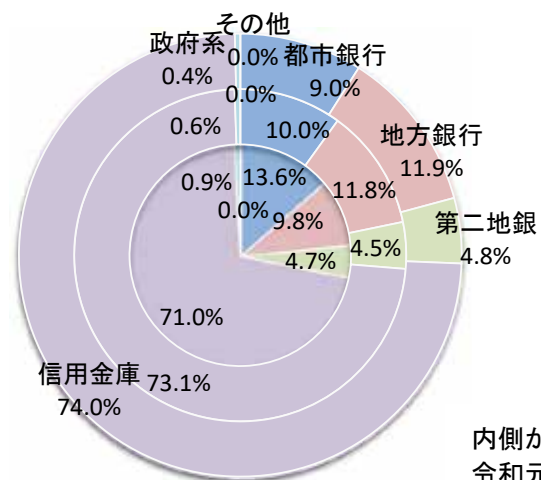
(単位：千円)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	1,271	16,267,497	1,242	21,817,592	1,090	19,086,360
地方銀行	1,001	11,726,287	1,430	25,929,630	1,400	25,236,899
第二地銀	444	5,590,621	600	9,910,291	633	10,143,085
信用金庫	9,623	84,692,759	12,535	160,162,992	13,031	157,482,901
政府系	88	1,032,008	80	1,227,550	60	845,236
その他	1	124	1	31	0	0
合計	12,428	119,309,296	15,888	219,048,087	16,214	212,794,481

保証債務残高件数



保証債務残高金額構成



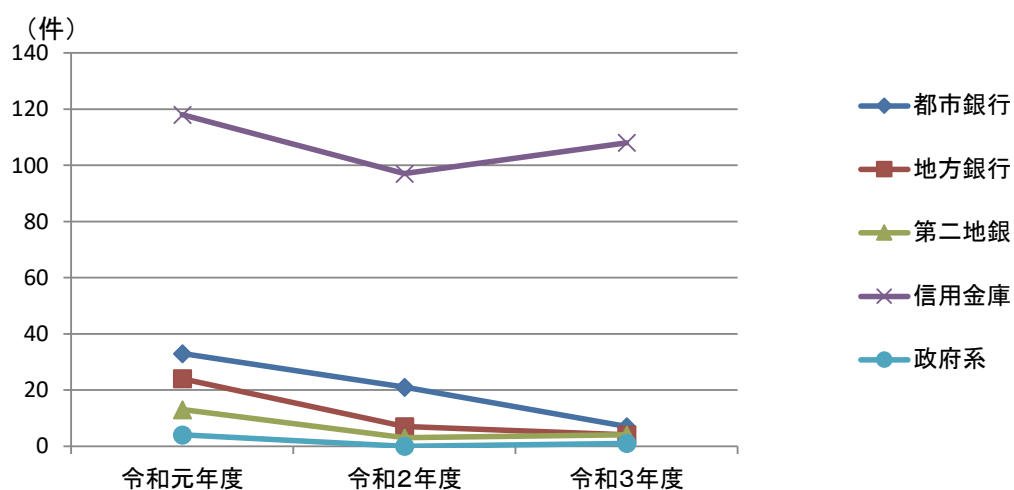
内側から外側に向かって
令和元年度、令和2年度、
令和3年度

金融機関群別代位弁済の推移

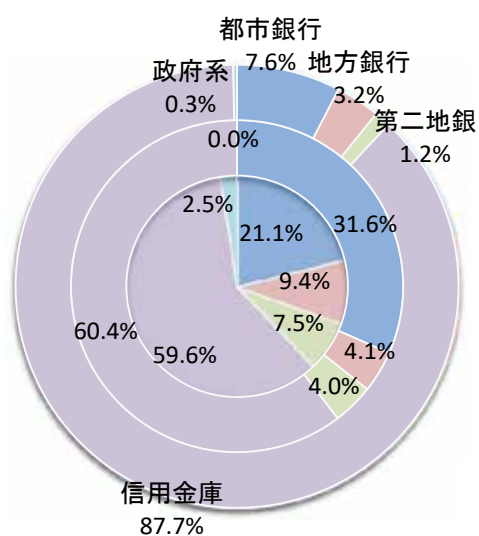
(単位：千円)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	33	420,458	21	423,148	7	107,644
地方銀行	24	186,657	7	54,391	4	46,009
第二地銀	13	149,018	3	53,358	4	16,713
信用金庫	118	1,189,610	97	808,112	108	1,246,570
政府系	4	50,056	0	0	1	3,974
その他	0	0	0	0	0	0
合計	192	1,995,799	128	1,339,009	124	1,420,909

代位弁済件数



代位弁済金額構成比



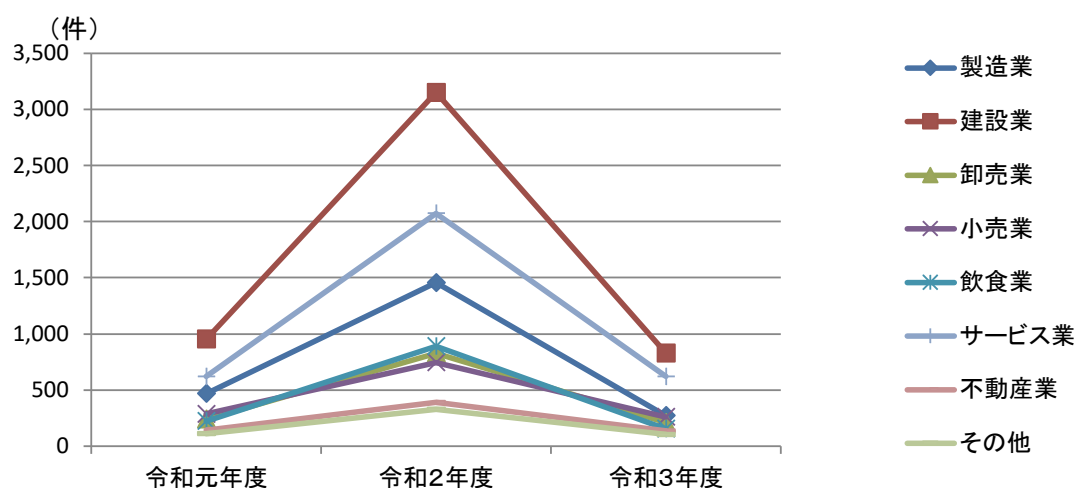
内側から外側に向かって
令和元年度、令和2年度、
令和3年度

業種別保証承諾の推移

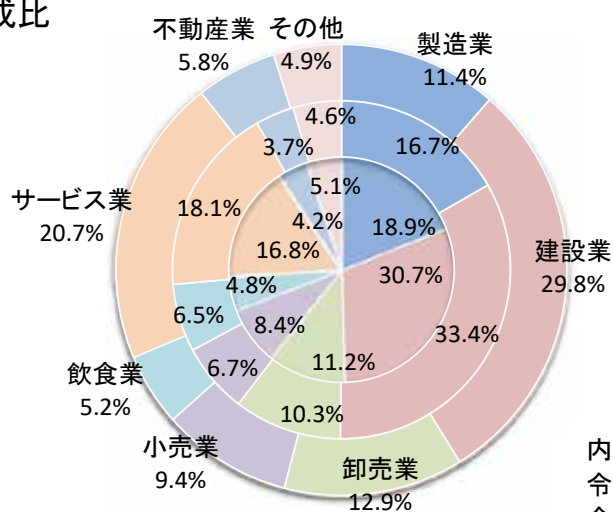
(単位：千円)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	469	7,934,956	1,456	30,491,072	271	4,022,600
建設業	953	12,858,890	3,151	61,243,612	828	10,498,398
卸売業	240	4,689,648	827	18,893,892	209	4,526,461
小売業	287	3,514,249	744	12,273,797	260	3,301,930
飲食業	223	1,995,960	890	11,933,650	154	1,831,980
サービス業	621	7,029,540	2,073	33,087,170	620	7,285,460
不動産業	142	1,756,929	390	6,769,803	135	2,048,535
その他	111	2,123,569	328	8,434,791	104	1,709,840
合計	3,046	41,903,741	9,859	183,127,787	2,581	35,225,204

保証承諾件数



保証承諾金額構成比



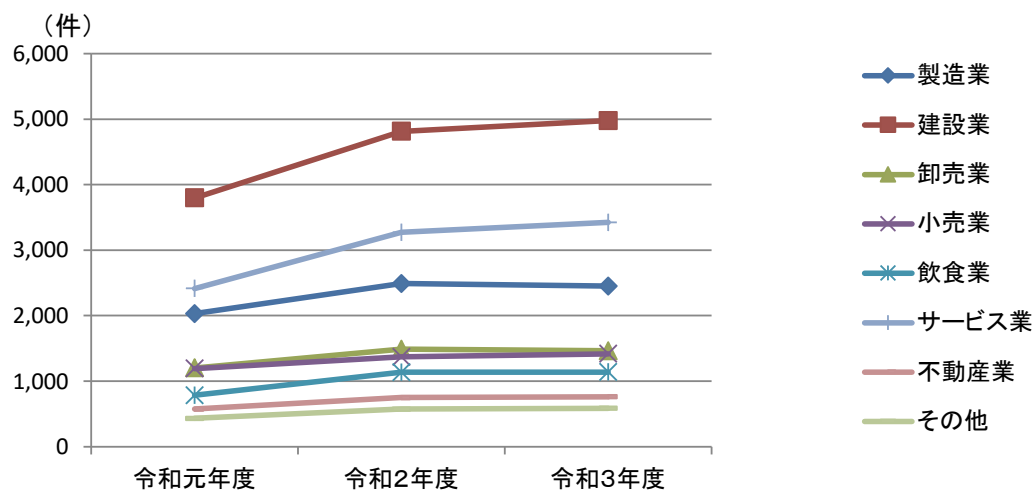
内側から外側に向かって
令和元年度、令和2年度、
令和3年度

業種別保証債務残高の推移

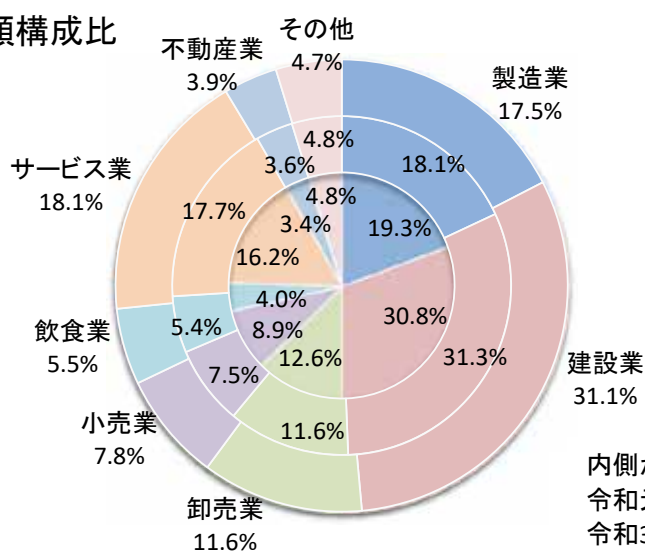
(単位：千円)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	2,031	23,008,326	2,489	39,587,984	2,449	37,134,812
建設業	3,798	36,710,127	4,814	68,600,442	4,979	66,229,339
卸売業	1,202	15,018,324	1,488	25,498,810	1,462	24,595,847
小売業	1,193	10,616,619	1,370	16,517,228	1,417	16,503,085
飲食業	783	4,796,186	1,134	11,878,210	1,138	11,651,570
サービス業	2,415	19,376,036	3,271	38,770,418	3,423	38,487,794
不動産業	574	4,056,575	750	7,788,889	761	8,192,944
その他	432	5,727,104	572	10,406,105	585	9,999,091
合計	12,428	119,309,296	15,888	219,048,087	16,214	212,794,481

保証債務残高件数



保証債務残高金額構成比



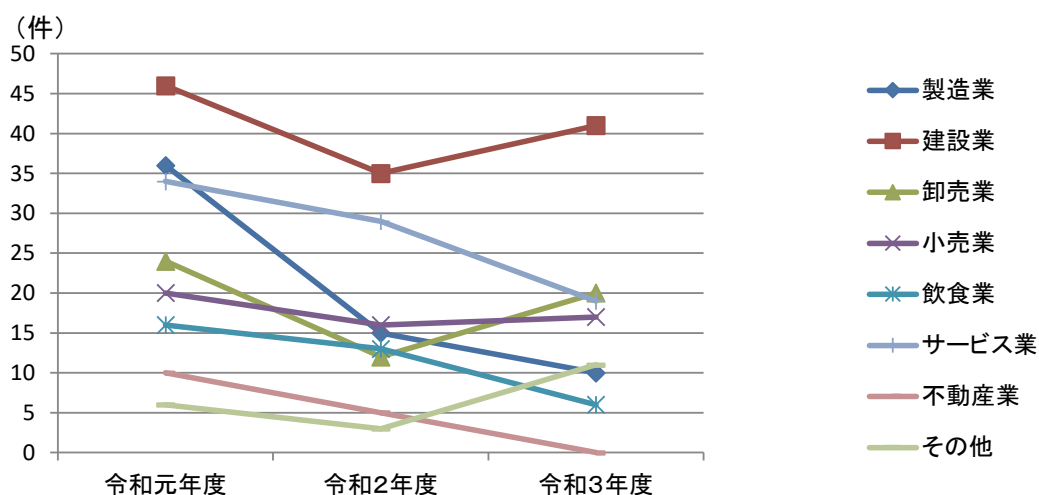
内側から外側に向かって
令和元年度、令和2年度、
令和3年度

業種別代位弁済の推移

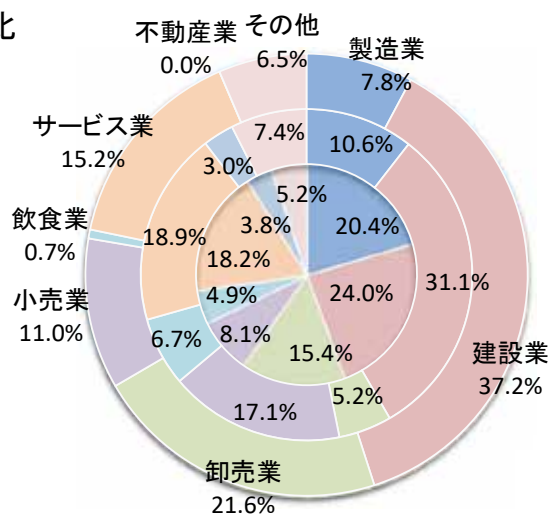
(単位：千円)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	36	407,435	15	141,612	10	111,331
建設業	46	478,142	35	415,838	41	528,617
卸売業	24	306,699	12	69,355	20	306,580
小売業	20	162,022	16	228,986	17	156,466
飲食業	16	98,208	13	89,982	6	9,514
サービス業	34	363,388	29	253,301	19	216,650
不動産業	10	76,309	5	40,630	0	0
その他	6	103,596	3	99,305	11	91,751
合計	192	1,995,799	128	1,339,009	124	1,420,909

代位弁済件数



代位弁済金額構成比



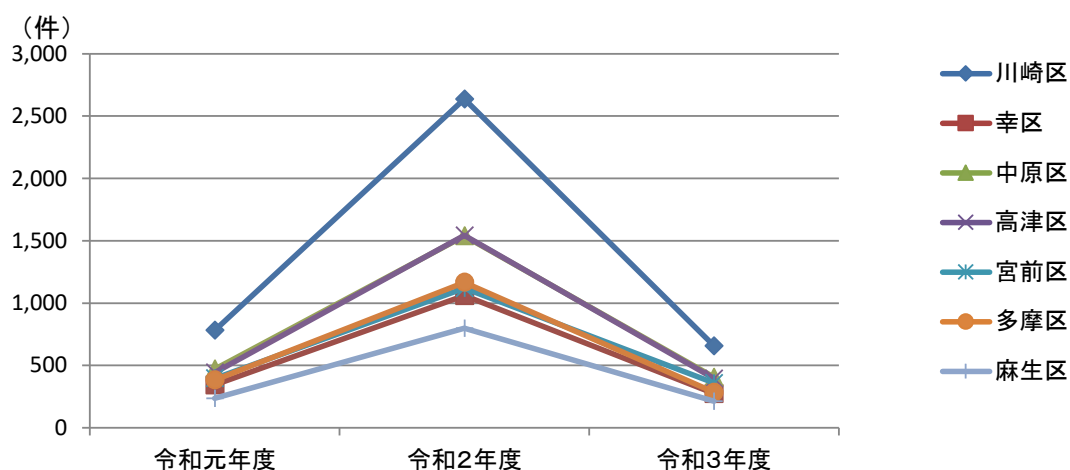
内側から外側に向かって
令和元年度、令和2年度、
令和3年度

地区別保証承諾の推移

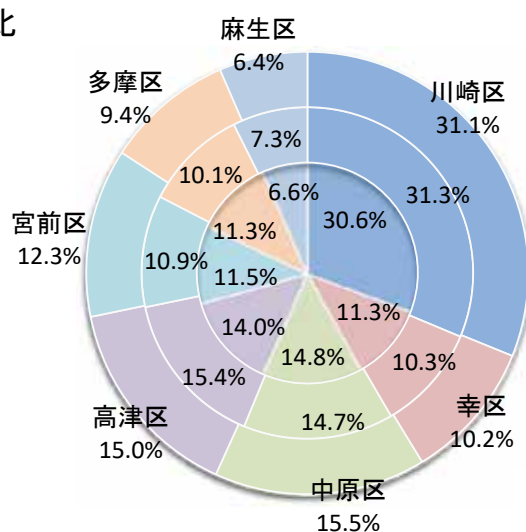
(単位：千円)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
川崎区	780	12,828,230	2,637	57,257,075	656	10,964,249
幸区	343	4,724,680	1,060	18,912,216	273	3,588,190
中原区	470	6,184,545	1,538	26,829,669	404	5,449,440
高津区	441	5,870,127	1,542	28,261,110	394	5,301,005
宮前区	382	4,807,269	1,166	20,017,138	358	4,344,636
多摩区	395	4,734,750	1,119	18,480,379	284	3,307,230
麻生区	235	2,754,140	797	13,370,200	212	2,270,454
合計	3,046	41,903,741	9,859	183,127,787	2,581	35,225,204

保証承諾件数



保証承諾金額構成比



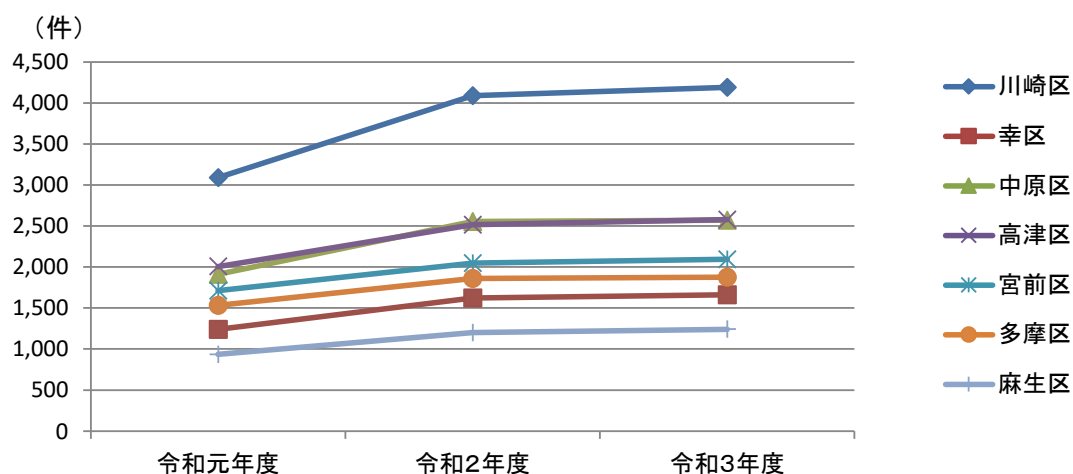
内側から外側に向かって
令和元年度、令和2年度、
令和3年度

地区別保証債務残高の推移

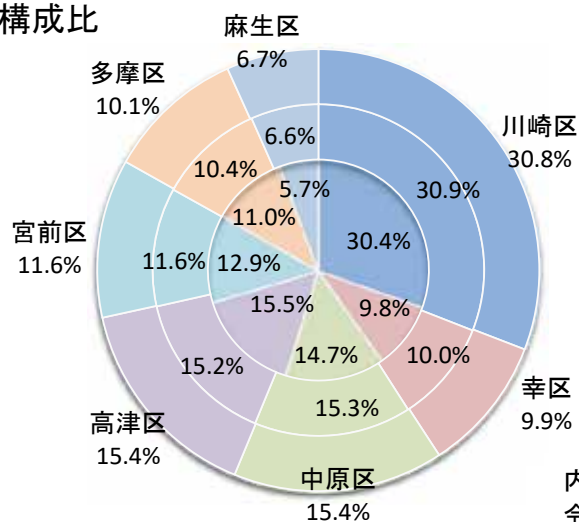
(単位：千円)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
川崎区	3,089	36,230,594	4,088	67,776,986	4,191	65,646,541
幸区	1,240	11,727,535	1,622	21,808,388	1,662	21,167,758
中原区	1,912	17,497,339	2,556	33,599,733	2,570	32,734,019
高津区	2,007	18,548,796	2,515	33,401,667	2,579	32,687,216
宮前区	1,713	15,385,912	2,047	25,329,764	2,094	24,696,423
多摩区	1,532	13,106,450	1,861	22,675,346	1,876	21,525,416
麻生区	935	6,812,670	1,199	14,456,202	1,242	14,337,107
合計	12,428	119,309,296	15,888	219,048,087	16,214	212,794,481

保証債務残高件数



保証債務残高金額構成比



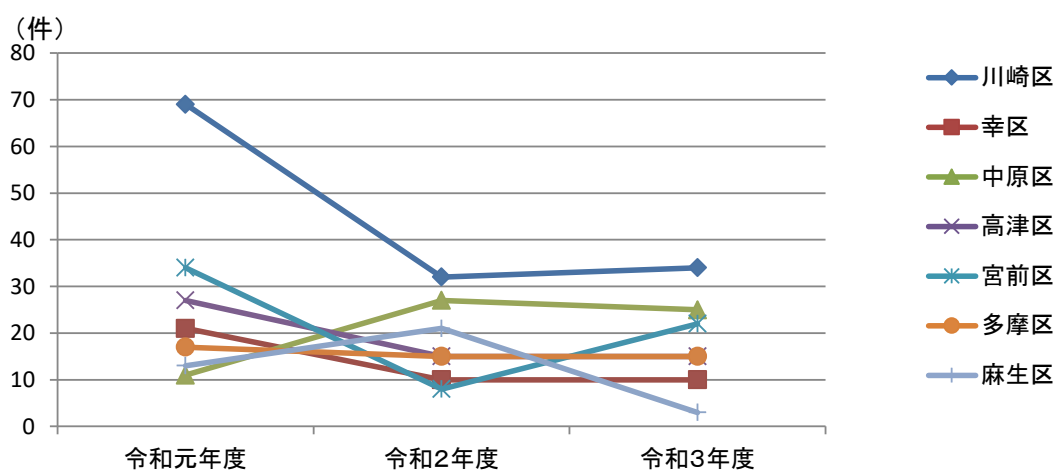
内側から外側に向かって
令和元年度、令和2年度、
令和3年度

地区別代位弁済の推移

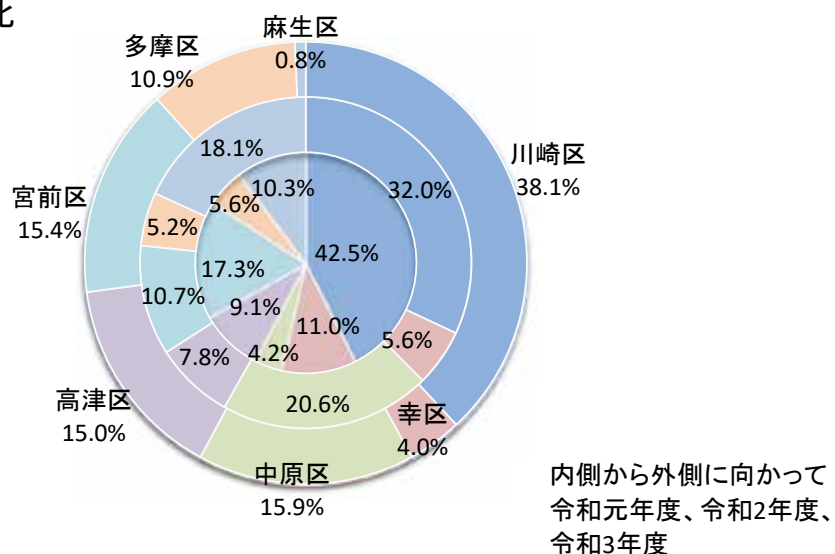
(単位：千円)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
川崎区	69	849,181	32	428,330	34	541,243
幸区	21	220,064	10	74,720	10	56,389
中原区	11	83,022	27	275,856	25	225,246
高津区	27	182,447	15	103,796	15	212,503
宮前区	34	345,172	8	143,893	22	218,929
多摩区	17	110,795	15	70,009	15	155,318
麻生区	13	205,118	21	242,405	3	11,281
合計	192	1,995,799	128	1,339,009	124	1,420,909

代位弁済件数



代位弁済金額構成比



各項目の合計は、単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

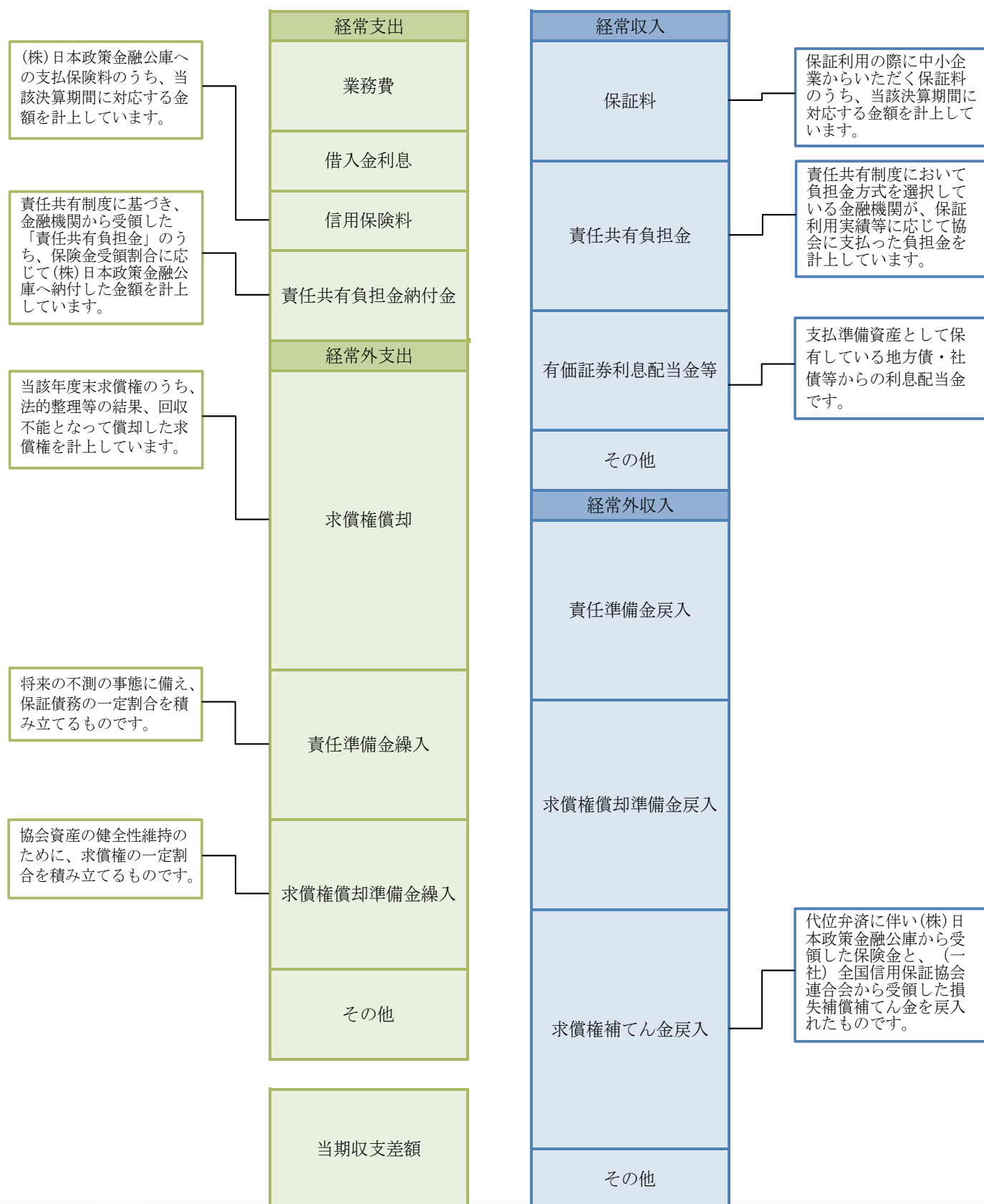
令和 3 年度決算

〔 令和3年 4月 1日から
令和4年 3月31日まで 〕
(単位：千円)

収支計算書

科 目	金 額	
経 常 収 入		2, 538, 344
保 証 料	2, 087, 463	
預 け 金 利 息	46	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	226, 725	
調 査 料	0	
延 滞 保 証 料	0	
損 害 金	11, 923	
事 務 補 助 金	27, 665	
責 任 共 有 負 担 金	180, 668	
雑 収 入	3, 855	
経 常 支 出		1, 477, 108
業 務 費	523, 112	
役 職 員 給 与	236, 806	
退 職 給 与 引 当 金 繰 入	18, 030	
そ の 他 人 件 費	59, 426	
旅 費	604	
事 務 費	109, 675	
賃 借 料	20, 948	
動 産 ・ 不 動 産 償 却	15, 835	
信 用 調 査 費	3, 035	
債 権 管 理 費	42, 891	
指 導 普 及 費	6, 477	
負 担 金	9, 386	
借 入 金 利 息	0	
信 用 保 険 料	896, 324	
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	57, 642	
雑 支 出	30	
経 常 収 支 差 額		1, 061, 237
経 常 外 収 入		2, 645, 180
償 却 求 償 権 回 収 金	35, 983	
責 任 準 備 金 戻 入	1, 321, 754	
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	580, 713	
求 償 権 補 て ん 金 戻 入	694, 031	
保 険 金	617, 331	
損 失 補 償 補 て ん 金	76, 700	
補 助 金	0	
そ の 他 収 入	12, 699	
経 常 外 支 出		2, 785, 968
求 償 権 償 却	903, 651	
譲 受 債 権 償 却	0	
有 価 証 券 償 却	0	
雑 勘 定 償 却	8, 800	
退 職 金	0	
責 任 準 備 金 繰 入	1, 279, 117	
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	594, 228	
そ の 他 支 出	172	
経 常 外 収 支 差 額		▲ 140, 788
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額		0
収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額		0
当 期 収 支 差 額		920, 449
収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額		460, 224
基 本 財 産 繰 入 額		460, 225

収支計算書の用語解説

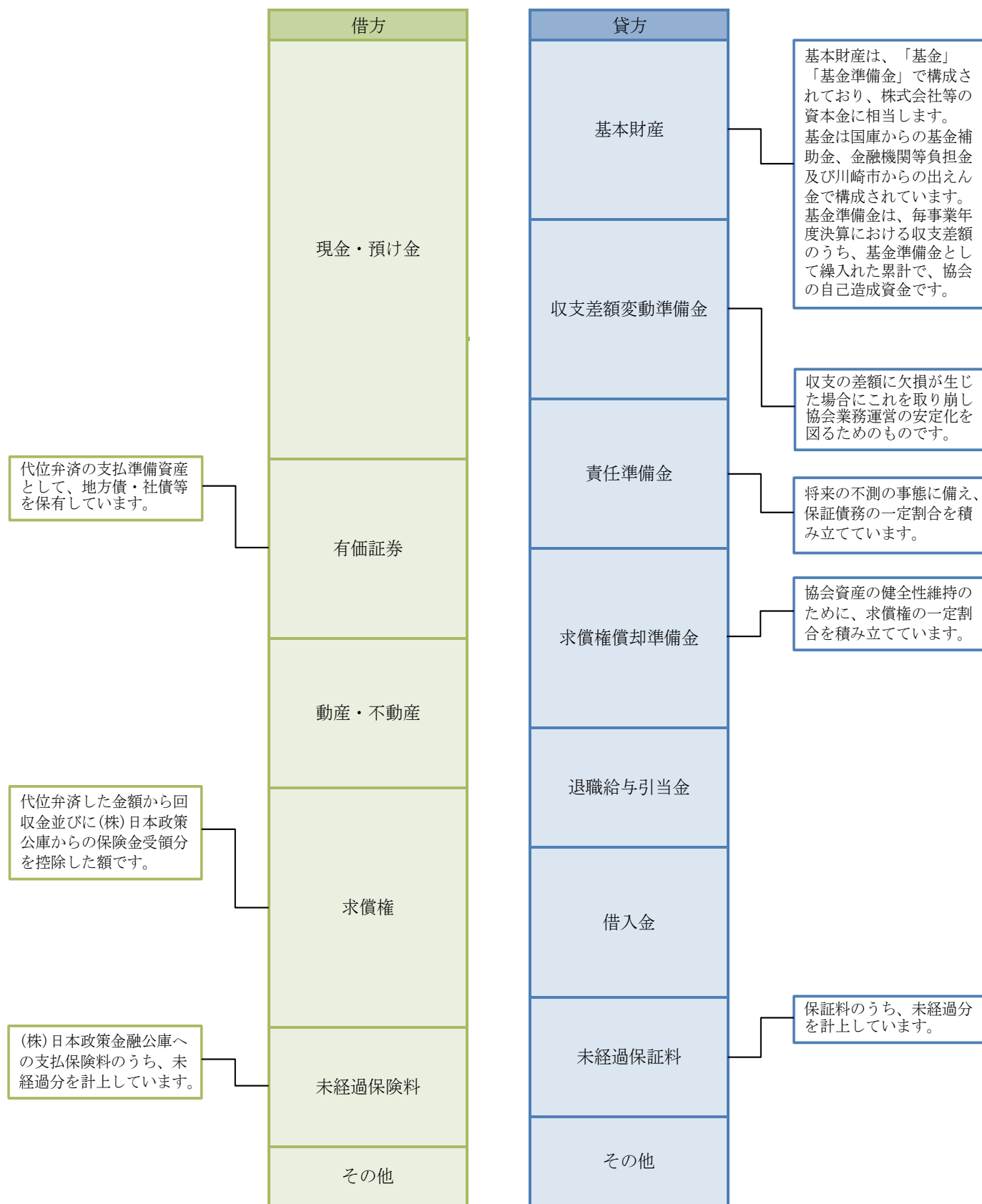


貸借対照表

(令和 4年3月31日現在)
(単位：千円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	40	基 本 財 産	12,566,669
現 金	40	基 金	3,246,305
小 切 手	0	基 金 準 備 金	9,320,364
預 け 金	1,786,971	制 度 改 革 促 進 基 金	0
当 座 預 金	8,850	収 支 差 額 変 動 準 備 金	3,912,912
普 通 預 金	7,545	責 任 準 備 金	1,279,117
通 知 預 金	0	求 償 権 償 却 準 備 金	594,228
定 期 預 金	1,770,000	退 職 給 与 引 当 金	217,364
郵 便 貯 金	575	損 失 補 償 金	0
金 銭 信 託	1,000,000	保 証 債 務	212,794,481
有 価 証 券	20,606,057	求 償 権 補 て ん 金	0
国 債	0	保 険 金	0
地 方 債	1,320,000	損 失 補 償 補 て ん 金	0
社 債	19,284,057	借 入 金	0
株 式	2,000	長 期 借 入 金	0
受 益 証 券	0	(うち、日本政策金融公庫分)	0
そ の 他 の 有 価 証 券	4,467	短 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	(うち、日本政策金融公庫分)	0
フ ァ ン ド 出 資	4,467	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成	0
動 産 ・ 不 動 産	319,200	雑 勘 定	6,892,100
事 業 用 不 動 産	290,975	仮 受 金	827
事 業 用 動 産	27,431	保 険 納 付 金	14,519
所 有 動 産 ・ 不 動 産	794	損 失 補 償 納 付 金	562
損 失 補 償 金 見 返	0	未 経 過 保 証 料	6,871,238
保 証 債 務 見 返	212,794,481	未 払 保 険 料	735
求 償 権	1,280,493	未 払 費 用	4,218
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	465,162		
仮 払 金	4,154		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	14,576		
連 合 会 勘 定	3		
未 収 利 息	58,182		
未 経 過 保 険 料	388,246		
合 計	238,256,872	合 計	238,256,872

貸借対照表の用語解説



保証債務見返（借方）及び保証債務（貸方）212,794,481千円は、備忘勘定で借方及び貸方同額のため、図から除いています。

財産目録

(令和 4年3月31日現在)
(単位：千円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	40	責 任 準 備 金	1,279,117
預 け 金	1,786,971	求 償 権 償 却 準 備 金	594,228
金 銭 信 託	1,000,000	退 職 給 与 引 当 金	217,364
有 価 証 券	20,606,057	損 失 補 償 金	0
そ の 他 の 有 価 証 券	4,467	保 証 債 務	212,794,481
動 産 ・ 不 動 産	319,200	求 償 権 補 て ん 金	0
損 失 補 償 金 見 返	0	借 入 金	0
保 証 債 務 見 返	212,794,481	雑 勘 定	6,892,100
求 償 権	1,280,493		
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	465,162		
合 計	238,253,872	合 計	221,777,291
		正 味 財 産	16,479,582

基本財産について

基本財産は、株式会社等の資本金に相当するものであり、①基金と②基金準備金で構成されています。信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があり、当協会が引き受けられる保証債務の最高限度額は定款により基本財産の50倍と定められています。

このため、中小企業の保証需要に安定して応え公的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠です。

①基金について

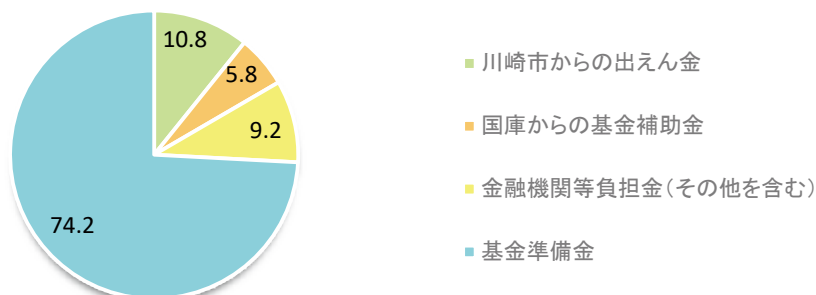
川崎市からの出えん金、国庫からの基金補助金、金融機関等負担金等で構成されています。

②基金準備金について

決算における収支差額から繰入れた累計で、当協会の自己造成資金です。

基本財産	12,566,669,422 円
基金	3,246,305,000 円
基金の内訳	
川崎市からの出えん金	1,354,206,000 円
国庫からの基金補助金	734,067,000 円
金融機関等負担金	1,158,022,000 円
その他	10,000 円
基金準備金	9,320,364,422 円

基本財産の内訳(%)





戦後の荒廃した中、国民生活は著しく厳しい環境下に置かれ、食糧や生活必需品の入手も困難を極めておりました。その中でいち早く活動を開始していたのは、中小企業でした。

当協会は、その中小企業の金融支援を目的として全国で7番目、戦後4番目の信用保証協会として昭和23年9月28日に設立され、10月1日から業務を開始しました。

昭和23年	9月10日	社団法人川崎信用保証協会設立認可
	9月28日	社団法人川崎信用保証協会設立
	10月1日	川崎市役所内において業務開始
昭和25年	6月26日	事務所を川崎商工会議所内に移転
	12月14日	中小企業信用保険法公布 法律第264号
昭和26年	7月27日	財団法人川崎市信用保証協会に組織変更
昭和28年	4月11日	川崎市金融会館落成により事務所を同会館に移転
	8月10日	信用保証協会法公布 法律第196号
昭和29年	10月1日	川崎市信用保証協会に組織変更
昭和42年	10月1日	中原連絡所を横浜銀行武蔵小杉ビル内に開設
昭和45年	4月1日	中原連絡所を川崎市役所中原支所第2庁舎内に移転
昭和50年	8月1日	中原連絡所を田辺ビル内に移転し名称を北連絡所とする
昭和51年	10月18日	北連絡所を川崎市中心小企業婦人会館5階に移転
昭和54年	9月20日	北連絡所を北出張所に昇格
昭和61年	10月1日	本所を所在地(川崎区日進町1-66)に移転
昭和62年	10月1日	北出張所を支所に昇格
平成16年	5月6日	北支所をNTT東日本溝の口ビル1階に移転
平成18年	4月1日	「保証料率弾力化」を実施
平成19年	10月1日	「責任共有制度」導入
平成26年	5月7日	電算共同システム「COMMON SYSTEM」へ移行
平成29年	4月1日	総務企画部と企業支援部の2部に組織変更
平成30年	4月1日	信用補完制度の見直し
平成30年	10月1日	創立70年
平成31年	1月15日	北支所を所在地(高津区坂戸3-2-1かながわサイエンスパーク西棟407号)に移転

窓口のご案内

本所

〒210-0024 川崎市川崎区日進町 1-66



総務企画課	TEL044-211-0503
経営支援推進課	TEL044-211-0504
企業支援課	TEL044-211-0501
管理推進課	TEL044-211-0502

北支所

〒213-0012 川崎市高津区坂戸 3-2-1

かながわサイエンスパーク西棟 407 号



北支所企業支援課	TEL044-850-0055
----------	-----------------



未来を拓く川崎の企業をサポートする

 **川崎市信用保証協会**

発行／令和4年6月

編集／川崎市信用保証協会 総務企画部総務企画課

〒210-0024 川崎市川崎区日進町1-66

TEL 044-211-0503 FAX 044-222-2080

<https://www.cgc-kawasaki.or.jp>